



IFRS[®]
Sustainability

サステナビリティ関連のリスク及び機会、並びに 重要性がある情報の開示

教育的資料



2023年6月、国際サステナビリティ基準審議会（ISSB）は最初の基準であるIFRS S1号「サステナビリティ関連財務情報の開示に関する全般的要求事項」及びIFRS S2号「気候関連開示」を公表した。ISSBは、これらの基準の導入（implementation）を支援することを約束している。この教育的資料は、その約束を果たす一環として開発された。

本文書は、「IFRSサステナビリティ開示基準」の一部ではなく、基準の要求事項を追加又は変更するものではない。これは、基準に対する利害関係者の理解を助けるために開発された。

この教育的資料は、仮定的な状況を示しており、企業が「IFRSサステナビリティ開示基準」（「ISSB基準」ともいう。）における要求事項のいくつかをどのように適用する場合があるかを説明し例示している。当該設例は例示であり、意図的に簡単な事実パターンを用いている。設例の側面によっては、実際の事実パターンに存在することがあるものの、企業は、ISSB基準を適用するにあたり、特定の事実パターンのすべての関連する事実及び具体的な状況を評価することが必要となる。

概 要	4
メイン・メッセージ	6
第1章 — 重要性がある（material）情報の定義、及びISSB基準における適用	10
導 入 — 重要性がある（material）情報の定義	10
「重要性がある（material）情報」の定義の主要なコンポーネント	13
第2章 — 企業の見通しに影響を与える（affect）と合理的に見込み得るサステナビリティ関連のリスク及び機会、並びにISSB基準における適用	19
企業の見通しに影響を与える（affect）と合理的に見込み得るサステナビリティ関連のリスク及び機会とは何か	19
例 — 企業の見通しに影響を与える（affect）と合理的に見込み得るサステナビリティ関連のリスク及び機会	29
企業の見通しに影響を与える（affect）と合理的に見込み得るサステナビリティ関連のリスク及び機会を識別するための方法	32
第3章 — 重要性がある（material）情報の識別及び開示	38
ステップ1 — 潜在的に重要性がある（material）サステナビリティ関連のリスク及び機会に関する情報を識別する	40
ステップ2 — ステップ1で識別した潜在的に重要性がある（material）情報が、重要性がある（material）かどうかを評価する	45
ステップ3 — サステナビリティ関連財務開示案の中で情報を構成する	51
ステップ4 — サステナビリティ関連財務開示案をレビューする	54
付 録	56
付録A 気候関連のリスク及び機会を識別するためのIFRS S2号の使用	56
付録B バリュー・チェーンを通じてのサステナビリティ関連のリスク及び機会の範囲の再評価	61
付録C ISSB基準と法令との相互作用	62

概要

導入

IFRS S1号は、企業が、短期、中期又は長期にわたって、企業のキャッシュ・フロー、当該企業のファイナンスへのアクセス又は資本コストに影響を与える（affect）と合理的に見込み得るサステナビリティ関連のリスク及び機会について、**重要性がある（material）情報**を開示することを要求している¹。これらのリスク及び機会をあわせて「**企業の見通しに影響を与える（affect）と合理的に見込み得るサステナビリティ関連のリスク及び機会**」という。

ISSB基準において、情報は、それを省略したり、誤表示したり、不明瞭にしたりしたときに、主要な利用者の意思決定に、当該情報が影響を与える（influence）と合理的に見込み得る場合には、重要性がある（material）。主要な利用者は、現在の及び潜在的な投資者、融資者及びその他の債権者である。

この教育的資料は、重要性がある（material）情報の特性並びにサステナビリティ関連のリスク及び機会の概念について記述している。これはまた、企業の見通しに影響を与える（affect）と合理的に見込み得るサステナビリティ関連のリスク及び機会についての重要性がある（material）情報の識別及び開示に関連する要求事項を説明している。

この教育的資料は、3つの章で構成されている。

- **第1章 — 重要性がある（material）情報の定義、及びISSB基準における適用**

この章は、「重要性がある（material）情報」の定義の主要なコンポーネントを検討し、ISSB基準における当該用語の使用及びその文脈において重要性（materiality）の判断をどのように行うのかを理解できるようにする。

- **第2章 — 企業の見通しに影響を与える（affect）と合理的に見込み得るサステナビリティ関連のリスク及び機会、並びにISSB基準における適用**

この章は、サステナビリティ関連のリスク及び機会が何か、並びにどのようにそれらが企業の見通しに影響を与える（affect）と合理的に見込み得るのかを検討し、ISSB基準においてこの概念がどのように用いられるのかを理解できるようにする。この章では、設例を用い、企業がサステナビリティ関連のリスク及び機会を識別するにあたり考慮する要因を説明する。

- **第3章 — 重要性がある（material）情報の識別及び開示**

この章は、最初の2つの章を基礎とし、企業の見通しに影響を与える（affect）と合理的に見込み得るサステナビリティ関連のリスク及び機会についての**重要性がある（material）情報**の識別及び開示に関連する要求事項を説明する。この章では、企業がそのような重要性がある（material）情報を識別し開示するにあたり従う可能性があるプロセスの例を提供し、その際に、企業がどのようにISSB基準で参照されるガイダンスの情報源を用いるかについて説明する。

1 この教育的資料を通じて、「企業（entity）」の用語は報告企業をいう。

コネクティビティ及び相互運用可能性の考慮

ISSB基準を適用するにあたり、企業は、主要な利用者がサステナビリティ関連財務開示にわたって提供される開示と関連する財務諸表との間のつながりを理解できる方法で情報を提供することを要求される（本文書において、これを「コネクティビティの考慮」の一部として言及する。）²。さらに、企業はISSB基準を適用し作成したサステナビリティ関連財務開示が、他の基準の要求事項と互換性があるかどうかを考慮する場合がある（本文書において、これを「相互運用可能性の考慮」という。）。

したがって、コネクティビティ及び相互運用可能性に関連する事項の文脈において、ISSB基準における重要性（materiality）を考慮することにも有用な場合がある。このような考慮を促進するために、この教育的資料を通じて、次で説明するように、「コネクティビティの考慮」及び「相互運用可能性の考慮」と表示した別個のボックスを提供している。

コネクティビティの考慮

サステナビリティ関連財務開示は企業の財務諸表に付随するため、コネクティビティの考慮は有用と見込まれる。さらに、これらの考慮は、財務報告の経験を持つ、ISSB基準を適用する作成者にとって有用な場合がある。

- IFRS S1号は、サステナビリティ関連財務情報が、関連する情報の項目の間のつながりと、一般目的財務報告書において企業により提供される開示の間のつながりの両方について利用者が理解できる方法で提供されることを要求している。
- サステナビリティ関連財務開示は、企業の財務諸表とあわせて提供されることが意図されているため、サステナビリティ関連財務情報と関連する財務諸表との間のコネクティビティは、ISSBの作業にとって重要な（important）考慮事項である。
- 「IFRSサステナビリティ開示基準」と「IFRS会計基準」（本文書において、2つの基準のセットをあわせて「IFRS基準」という。）との間のコネクティビティ、及びIFRS基準を用いて作成されるサステナビリティ関連財務開示と財務諸表との間のコネクティビティは、ISSB及び国際会計基準審議会（IASB）にとって基礎的な考慮事項である。

相互運用可能性の考慮

相互運用可能性の考慮は、ISSB基準を、「欧州サステナビリティ報告基準」（ESRS）及び「グローバル・レポーティング・イニシアティブ（GRI）スタンダード」とあわせて適用する作成者にとって有用な場合がある。

相互運用可能性は、ISSB基準と、ISSB基準とともに企業が適用する必要がある又は適用することを望む場合がある他の基準（特に、ESRS及び「GRIスタンダード」）との間のつながり及び相互作用に関連する。

2 コネクティビティに関する情報、なぜコネクティビティが重要である（matters）のか、及びコネクティビティがもたらすことができる便益が何かについてのさらなる情報は、次の記事を参照されたい。

<https://www.ifrs.org/news-and-events/news/2023/03/connectivity-what-is-it-and-what-does-it-deliver/>

メイン・メッセージ

第1章：重要性がある（material）情報の定義、及びISSB基準における適用

1. **ISSB基準は、一般目的財務報告書の主要な利用者（主要な利用者）に有用な情報の提供をもたらすように設計されている。**ISSB基準における重要性がある（material）情報の定義は、財務諸表及びサステナビリティ関連財務開示を含む、主要な利用者が一般目的財務報告書に基づいて行う意思決定に、当該情報が影響を与える（influence）と合理的に見込み得るかどうかに焦点を当てている。主要な利用者は、現在の及び潜在的な投資者、融資者及びその他の債権者である。

相互運用可能性の考慮

ISSBは、主要な利用者の意思決定に有用な情報を提供することに焦点を当てており、ISSB基準を適用し作成されたサステナビリティ関連財務情報と、より幅広い利害関係者のセット（例えば、従業員又は顧客を含む。）に情報を提供することに焦点を当てるその他のサステナビリティ報告基準とは、区別される。

2. **重要性（materiality）は、情報の企業固有の特性である。**ISSB基準は、企業がサステナビリティ関連財務開示を作成するにあたり適用する要求事項を示している。重要性（materiality）は、ISSB基準で要求される**情報**が特定の企業によって開示される必要があるかどうかを評価するために用いられる。言い換えれば、「重要性がある（material）情報」の定義は、ISSB基準において定められた要求事項を満たすために、サステナビリティ関連のリスク又は機会についての**情報**が、企業によって提供される必要があるかどうかを評価するためのフィルターとして用いられる。ISSB基準において、サステナビリティ関連のリスク又は機会の重大さ（significance）又は重要さ（importance）に関連して、重要性（materiality）という用語は**用いられない**。代わりに、ISSB基準は、企業の見通しに影響を与える（affect）と合理的に見込み得るサステナビリティ関連のリスク及び機会について、（重要性がある（material））情報の開示を要求している。

相互運用可能性の考慮

ISSB基準における「重要性（materiality）」という言葉の使用は、その他のサステナビリティ基準における使用と異なる。例えば、ESRSでは、報告すべき「重要性がある（material）」事項及びそれらに関連するインパクト、リスク及び機会を識別するため、並びにそれらの事項について開示される「情報の重要性（materiality）」を評価するために、マテリアリティという用語を用いる。

しかしながら、ISSB基準の適用にあたり、重要性がある（material）情報の評価、及び特にISSBの重要性（materiality）の定義の適用については、サステナビリティ関連のリスク又は機会について何の情報を提供するかを決定するために**のみ**適用される。

3. **重要性（materiality）の判断にあたり、企業は、省略したり、誤表示したり、不明瞭にしたりした情報が、主要な利用者が企業への資源提供について行う意思決定に、影響を与える（influence）と合理的に見込み得るかどうかを評価する。**重要性（materiality）の判断を行うにあたり、企業は、情報を省略したり、誤表示したり、不明瞭にしたりした場合に、主要な利用者が期待するリターン、例えば、配当、元本及び利息の支払又は市場価格の上昇に影響を与える（affect）と合理的に見込み得るかどうかを考慮する。これらの期待は、企業への将来の正味キャッシュ・フローの金額、時期及び不確実性に関する主要な利用者の評価、並びに企業の経営者及びガバナンス機関又は個人による企業の経済的資源に係る受託責任に関する彼らの評価に依存する。

コネクティビティの考慮

IFRS基準は、「重要性がある（material）情報」の整合した定義を用いている。また、重要性（materiality）に関連する、付属する要求事項及びガイダンスも整合している。両方の「基準」のセットにおいて、企業が主要な利用者の意思決定に影響を与える（influence）と合理的に見込み得る情報を報告することが要求されるため、この整合は企業の一般目的財務報告書におけるコネクティビティを促進する。

相互運用可能性の考慮

ISSB基準における「重要性がある（material）情報」の定義は、「ファイナンシャル・マテリアリティ」に関連してESRSにおいて用いられる、対応する定義と整合する。

ISSB基準又はESRSに従い報告する企業は、他の基準の開示要求のセットも満たすことを望む場合、それぞれの基準において重要性がある（material）情報に関して要求事項を適用する必要がある。ESRSは、「インパクトの視点から重要性がある（material）」場合、「財務的視点から重要性がある（material）」場合、又はその両方の場合に情報を提供することを要求する。

- ESRSは、自社の事業又は上流若しくは下流（又はこの両方）から生じる、人々又は環境に対する、事業者の重要性がある（material）実際の又は潜在的な、ポジティブ又はネガティブなインパクトに関係する場合、ESRSにおいて定義される、インパクトの視点から提供される情報を要求する。これは、ESRSを用いてマテリアリティを評価するにあたり、情報の開示に際して主要な利用者以外のその他の利害関係者の情報ニーズを考慮しなければならないことを意味する。
- ファイナンシャル・マテリアリティについて、ESRS 1は、「特に、情報は、それを省略したり、誤表示したり、不明瞭にしたりしたときに、事業者のサステナビリティ・ステートメントに基づいて行う意思決定に、当該情報が影響を与える（influence）と合理的に見込み得る場合、一般目的財務報告書の主要な利用者にとって重要性がある（material）とみなされる。」と記述している。ESRS 1におけるファイナンシャル・マテリアリティの評価は、企業への資源の提供に関連する意思決定における、一般目的財務報告書の主要な利用者にとって重要性がある（material）情報の識別に対応している（ESRS 1第48項及びIFRS S1号第18項参照）。したがって、一般目的財務報告書の利用者にとって重要性がある（material）とみなされる情報の定義は、2つの基準のセットの間で整合している。

第2章：企業の見通しに影響を与える（affect）と合理的に見込み得るサステナビリティ関連のリスク及び機会、並びにISSB基準における適用

4. **IFRS S1号は、サステナビリティ関連のリスク及び機会の概念を記述している。**この記述には、次の考慮事項を含む。

- 企業のバリュー・チェーンを通じての利害関係者、社会、経済及び自然環境との相互作用
- 企業のバリュー・チェーンを通じての資源及び関係
- これらの資源及び関係の依存関係及びインパクト
- これらの依存関係及びインパクトから生じるサステナビリティ関連のリスク及び機会

5. **企業は、企業の見通しに影響を与える（affect）と合理的に見込み得るサステナビリティ関連のリスク及び機会を識別する。**ISSB基準を適用する企業は、短期、中期又は長期にわたり、企業のキャッシュ・フロー、当該企業のファイナンスへのアクセス又は資本コストに影響を与える（affect）と合理的に見込み得るサステナビリティ関連のリスク及び機会を識別する。これらのサステナビリティ関連のリスク及び機会をあわせて「企業の見通しに影響を与える（affect）と合理的に見込み得るサステナビリティ関連のリスク及び機会」という。**企業の見通しに影響を与える（affect）と合理的に見込み得るものが何かを考慮するにあたり、企業は、外部の視点、つまり外部の当事者が合理的に見込み得るものを考慮する。**

6. **ISSB基準は、企業にサステナビリティ関連のリスク及び機会を識別するために、特定のアプローチ又は方法を用いることを要求しない。しかしながら、基準は企業にそのようなリスク及び機会を識別するために、具体的なガイダンスの情報源を考慮することを要求する。**ISSB基準は、具体的なガイダンスの情報源を定めることを含め、サステナビリティ関連のリスク及び機会を識別するにあたり企業を支援するためのガイダンスを提供する。これらのガイダンスの情報源は、企業が関連するサステナビリティ関連のリスク及び機会を識別する（並びに、これらのリスク及び機会について何の情報を開示するのかを決定する）のに役立つ。例えば、このようなリスク及び機会を識別するために、IFRS S1号は企業に「SASBスタンダード」を参照し、考慮することを要求し、IFRS S2号は企業に「**IFRS S2号の適用に関する産業別ガイダンス**」を参照し、考慮することを要求している。

第3章：重要性がある（material）情報の識別及び開示

7. 企業は、識別したサステナビリティ関連のリスク及び機会について、重要性がある（material）情報を識別し、開示するためのプロセスに従う場合がある。企業がサステナビリティ関連のリスク及び機会を識別した後に、これらのリスク及び機会について重要性がある（material）情報を識別し、開示する必要がある。ISSB基準は、企業が識別したサステナビリティ関連のリスク及び機会について、すべての情報を開示することを要求しない。ISSB基準は、一般目的財務報告書の主要な利用者が行う意思決定に有用な情報を企業が提供することをもたらすよう設計されている。この教育的資料は、企業がそのような情報を識別し、開示するために従う場合があるプロセスの例を提供する。

- ・ ステップ1 — 潜在的に重要性がある（material）サステナビリティ関連のリスク及び機会に関する情報を識別する。
- ・ ステップ2 — ステップ1で識別した潜在的に重要性がある（material）情報が、実際に重要性がある（material）かどうかを評価する。
- ・ ステップ3 — サステナビリティ関連財務開示案の中で情報を構成する。
- ・ ステップ4 — サステナビリティ関連財務開示案をレビューする。

コネクティビティの考慮

重要性がある（material）情報を識別するための4ステップのプロセスの例は、IFRS実務記述書第2号「**重要性の判断の行使**」に示されている「4ステップの重要性（materiality）プロセス」と同様である。

さらに、この教育的資料では、IFRS実務記述書第2号の内容を、重要性がある（material）情報の識別に関連する概念の説明に用いている。この内容は、サステナビリティ関連財務開示の文脈に合わせて手直しされている。

8. ISSB基準は、企業の活動が人々及び環境にどのようにインパクトを与えるのかに関する情報について、これらのインパクトがサステナビリティ関連のリスク又は機会を生じさせ、それが企業の見通しに影響を与える（affect）と合理的に見込み得る場合、及びこれらのインパクトについて関連する情報が主要な利用者にとって重要性がある（material）場合、当該情報の開示を要求している。IFRS S1号は、企業の依存関係及びインパクトは、企業の見通しに影響を与える（affect）と合理的に見込み得るサステナビリティ関連のリスク及び機会を生じさせると説明している。企業は、サステナビリティ関連のリスク及び機会を識別するために、企業の依存関係及びインパクトを理解する必要がある。依存関係及びインパクトの両方についての情報は、企業の見通しに影響を与える（affect）と合理的に見込み得るサステナビリティ関連のリスク及び機会を理解するにあたり、主要な利用者にとって重要性がある（material）可能性がある。

相互運用可能性の考慮

ESRSでは、インパクト・マテリアリティの評価は、企業が人々又は環境にどのようにインパクトを与えるのかを考慮する。「GRIスタンダード」では、企業が経済、環境及び人々（人権へのインパクトを含む。）にどのようにインパクトを与えるのかを考慮する。これは、「インサイドアウトの視点」ということがある。

第1章 — 重要性がある（material）情報の定義、及びISSB基準における適用

導 入 — 重要性がある（material）情報の定義

IFRS S1号は、「重要性がある（material）情報」を定義している。

サステナビリティ関連財務開示の文脈において、情報は、それを省略したり、誤表示したり、不明瞭にしたりしたときに、一般目的財務報告書の主要な利用者が、財務諸表及びサステナビリティ関連財務開示を含む、特定の報告企業に関する情報を提供する当該報告書に基づいて行う意思決定に、当該情報が影響を与える（influence）と合理的に見込み得る場合には、重要性がある（material）。

ISSB基準は、企業のサステナビリティ関連のリスク及び機会についての重要性がある（material）情報の提供を企業に要求することで、主要な利用者の情報ニーズを満たすのに役立つように設計されている。ISSB基準の適用は、企業が主要な利用者のために、サステナビリティ関連のリスク及び機会について意思決定に有用な情報を生成することをもたらすことが意図されている。プロセスの一部では、企業はサステナビリティ関連のリスク又は機会についての情報のうち、重要性がある（material）ものを決定することを要求されている。

企業は、一般目的財務報告書に重要性がある（material）情報が含まれるようにするため、サステナビリティ関連財務開示において開示する情報を評価するにあたり、重要性がある（material）情報の定義を用いる。重要性がある（material）情報は、省略されたり、誤表示されたり、不明瞭にされたりしたときに、主要な利用者の意思決定に影響を与える（influence）と合理的に見込み得る情報である。企業は、重要性がある（material）情報が、主要な利用者以外の利害関係者の情報ニーズを満たす開示などの他の情報によって不明瞭にならないことを確実にしなければならない。

企業は、その情報に重要性がある（material）場合、サステナビリティ関連のリスク及び機会が企業の見通しに与える影響（effects）を一般目的財務報告書の利用者が理解できるようにするための情報を提供することが要求される。これは、その情報がISSB基準により**定められていない**場合でさえも当てはまる。逆に、企業は、その情報に重要性がない（not material）場合、ISSB基準により要求されている情報を開示する必要はない（IFRS S1号B25項からB26項参照）。

コネクティビティの考慮

ISSB基準及び「IFRS会計基準」は、「重要性がある（material）情報」の整合した定義を用いる。これは、企業の一般目的財務報告書におけるコネクティビティを促進する。企業のサステナビリティ関連財務開示及び財務諸表において整合した定義を用いることは、主要な利用者の情報ニーズを満たすという共通した焦点を当てることにより、企業のサステナビリティ関連情報が別の重要性がある（material）情報の定義を用いて提供される場合よりも、より緊密なつながりを促進する。

「IFRS会計基準」及び「IFRSサステナビリティ開示基準」は両方とも、主要な利用者の情報ニーズ、及び省略したり、誤表示したり、不明瞭にしたりすることが主要な利用者の意思決定に影響を与える（influence）と合理的に見込み得るかどうかの観点から、「重要性がある（material）情報」を定義している。しかしながら、関連する時間軸の違い並びにサステナビリティ関連財務開示及び関連する財務諸表のそれぞれの目的を満たすために要求される情報の種類を含む、報告される情報の範囲がそれぞれに識別されること（distinct）は、それぞれに識別される（distinct）重要性（materiality）の判断が、これらの開示及び関連する財務諸表にとって必要なことを意味する。

「IFRS会計基準」の 「重要性がある（material）情報」の定義	「IFRSサステナビリティ開示基準」の 「重要性がある（material）情報」の定義
情報は、それを省略したり、誤表示したり、不明瞭にしたりしたときに、 一般目的財務諸表 の主要な利用者が特定の報告企業に関する 財務情報 を提供する財務諸表に基づいて行う意思決定に、当該情報が影響を与える（influence）と合理的に見込み得る場合には、重要性がある（material）。	サステナビリティ関連財務開示の文脈において 、情報は、それを省略したり、誤表示したり、不明瞭にしたりしたときに、 一般目的財務報告書 の主要な利用者が、 財務諸表及びサステナビリティ関連財務開示を含む 、特定の報告企業に関する情報を提供する当該報告書に基づいて行う意思決定に、当該情報が影響を与える（influence）と合理的に見込み得る場合には、重要性がある（material）。

用語に関する注記

ISSB基準は、サステナビリティ関連のリスク及び機会に関して、「重要性がある（material）情報」に言及している。ISSB基準において、「重要性がある（material）」という用語がどのように用いられているかを説明するにあたり、この教育的資料では、ISSB基準と一貫性がある方法で、すなわち、**重要性がある（material）情報**を指すために使用している。

重要性がある（material）/重要性（materiality）のサステナビリティ報告におけるその他の使用

- 「重要性がある（material）情報」の考慮とは別に、ESRSは、人権に与えるインパクトを含む、経済、環境及び人々に与えるインパクトの重大さ（significance）又は重要さ（importance）に関連して、「重要性がある（material）事項」に言及しており、「GRIスタンダード」では、人権に与えるインパクトを含む、経済、環境及び人々に与えるインパクトの重大さ（significance）に関連して、「重要性がある（material）トピック」に言及している。ISSB基準は、「重要性がある（material）リスク」又は「重要性がある（material）機会」という用語を用いない。重要性がある（material）リスク又は重要性がある（material）機会に言及しないことは、ISSB基準が、企業に対する重大さ（significance）又は重要さ（importance）に関係なく、想定されるあらゆるサステナビリティ関連のリスク又は機会について開示を要求していることを**意味するものではない**。ISSB基準は、サステナビリティ関連のリスク及び機会が**企業の見通しに影響を与える（affect）と合理的に見込み得る**限りにおいて、これらのリスク及び機会に関する**重要性がある（material）情報**を提供することを企業に要求している。
- サステナビリティ関連報告において、「マテリアリティ」という用語は、「マテリアリティ・アセスメント」の文脈においても共通して用いられる。これは、どのサステナビリティ関連のトピックを報告するかを識別するために企業が行うプロセスである。他のサステナビリティ基準においては、企業はこのようなマテリアリティの評価を行うことが要求される。しかしながら、ISSB基準は当該方法による重要性（materiality）の評価に言及しない。

これらの「重要性がある（material）」という言葉の適用に関する差異にかかわらず、ISSB基準における「重要性（materiality）」及びESRSにおける「ファイナンシャル・マテリアリティ」の概念を適用する際に、（省略したり、誤表示したり、不明瞭にしたりした場合に）主要な利用者の意思決定に影響を与える（influence）ことが合理的に見込み得ることに最終的に焦点を当てていることを踏まえると、当該差異自体が、報告される情報に異なる結果をもたらすことは想定されない。すなわち、整合した開示要求については、ESRSにおいて「財務的に重要性がある（material）」情報は、ISSB基準を用いる際にも重要性がある（material）情報であると見込まれ、その逆も同様である。ただし、各セットの基準においてそれぞれに識別される（distinct）開示要求については、準拠を表明するために、企業は依然として当該各要求事項を適用する必要がある³。

3 ESRS及びISSB基準における開示要求の整合については、気候報告に具体的に焦点を当てて記述している「ESRS-ISSB基準の相互運用可能性ガイダンス」を参照のこと。このガイドは、各セットの基準から適用を開始する企業が、両方のセットの基準に準拠することができるようにするために知る必要がある情報についても提供し、両者の相互運用可能性を確保している。このガイドは、重要性（materiality）に関するセクションを含んでおり、以下から入手することができる。

<https://www.ifrs.org/content/dam/ifrs/supporting-implementation/issb-standards/esrs-issb-standards-interoperability-guidance.pdf>

「重要性がある（material）情報」の定義の主要なコンポーネント

このセクションでは、「重要性がある（material）情報」の定義の主要なコンポーネントについて検討する。具体的には、このセクションでは次の事項を説明する。

- 主要な利用者の情報ニーズ及び主要な利用者が一般目的財務報告書に基づいて行う意思決定
- 「サステナビリティ関連財務開示の文脈において」の意味
- 情報を「省略したり、誤表示したり、不明瞭にしたりする」の意味

主要な利用者の情報ニーズ及び主要な利用者が一般目的財務報告書に基づいて行う意思決定

サステナビリティ関連財務開示の文脈において、情報は、それを省略したり、誤表示したり、不明瞭にしたりしたときに、**一般目的財務報告書の主要な利用者が、財務諸表及びサステナビリティ関連財務開示を含む、特定の報告企業に関する情報を提供する当該報告書に基づいて行う意思決定に、当該情報が影響を与える（influence）と合理的に見込み得る場合には、重要性がある（material）。**

主要な利用者

主要な利用者は、現在の及び潜在的な投資者、融資者及びその他の債権者である。（IFRS S1号付録A 参照）⁴。

重要性（materiality）の判断は、主要な利用者が誰なのか、及び主要な利用者が一般目的財務報告書に基づいて何の意思決定を行うのかの両方に関連する考慮を伴う。一般目的財務報告書は、すべての主要な利用者が必要とするすべての情報を提供しているわけではなく、すべてを提供することはできない。したがって、企業は主要な利用者の共通の情報ニーズを満たすことを目指す（「IFRS S1号に関する付属ガイダンス」IG4項参照）。これらの情報ニーズは、表1.1において説明されている。

4 この教育的資料を通じて、「主要な利用者」及び「利用者」という用語は同じ意味で使用されており、置き換え可能である。

表1.1 — 主要な利用者及び主要な利用者の情報ニーズ

主要な利用者が知ると仮定される情報	主要な利用者は、ビジネス及び経済活動についての合理的な知識を有している（「IFRS S1号に関する付属ガイダンス」IG3項参照）。主要な利用者の多くは、情報を直接提供することを企業に要求することができない。したがって、主要な利用者は一般目的財務報告書の情報に依拠することになる。
主要な利用者の共通の情報ニーズ	企業は、3種類の主要な利用者のそれぞれに共通する情報ニーズを考慮する。すなわち、（現在の及び潜在的な）投資者、（現在の及び潜在的な）融資者並びに（現在の及び潜在的な）その他の債権者の情報ニーズである。 企業は、3種類の主要な利用者のうち、特定の一部の利用者の特有の情報ニーズを満たすことを目指すものではない（「IFRS S1号に関する付属ガイダンス」IG4項参照）。例えば、現在の及び潜在的な投資者の情報ニーズを考慮するにあたり、企業は、キャッシュ・フローの金額、時期及び不確実性並びに経営者の受託責任に関するより一般的な情報ニーズに加えて、特定の社会的及び環境上の目標（goals）を有する場合がある「インパクト投資者」の情報ニーズを選び出し、それだけを考慮することはしない。代わりに、企業は、現在の及び潜在的な投資者に共通の情報ニーズを考慮する。 情報ニーズの一部には、3種類の主要な利用者にも共通するものもあれば、1種類又は2種類にのみ特有の場合もある。仮に、すべての種類の主要な利用者にも共通する情報ニーズのみに焦点を当てた場合、1種類の利用者だけのニーズに合致する情報を除外してしまう場合がある（「IFRS S1号に関する付属ガイダンス」IG6項参照）。例えば、企業は、融資者が短期的な資金しか提供していないという理由で、短期のリスク及び機会を報告するよう自身を制限すべきではなく、長期のサステナビリティ関連のリスク及び機会に関する株式投資家の情報ニーズについても考慮する必要がある。
「現在の及び潜在的な」双方の考慮	主要な利用者には、現在の及び潜在的な投資者、融資者及びその他の債権者の両方を含むため、企業は、提供する情報を決定するにあたり、例えば現在の投資者、融資者及びその他の債権者のニーズのみに焦点を当てることはできない。

企業は、情報が主要な利用者の意思決定に影響を与える（influence）と合理的に見込み得るかどうかに基づいて、情報に重要性がある（material）かどうかを評価する。当該評価は、企業自身が行うものであるが、主要な利用者の視点及び主要な利用者の情報ニーズに基づくものである。

これは、例えば次のことを意味する。

- 主要な利用者の意思決定に影響を与える（influence）と**合理的に見込み得ない**と経営者が決定したサステナビリティ関連のリスク又は機会に関する情報は、重要性がある（material）とみなされない。
- 利用者が要請していないことだけをもって、情報に重要性がない（immaterial）と仮定することはできない。
- 発生可能性が低く、インパクトが小さいと企業がみなしているサステナビリティ関連のリスク又は機会に関する情報であっても、主要な利用者が異なる見解をとることが合理的に見込み得ると企業がみなす場合には、

依然として重要性がある（material）場合がある。例えば、リスクの発生可能性が高い又はインパクトが大きいと主要な利用者が見込んでいる場合には、リスクに関する情報が提供される必要がある（27ページの「企業が、自社がさらされているとは考えていないサステナビリティ関連のリスクの影響を受ける（affected）と合理的に見込み得ると決定する場合」及び50ページの「重要性（materiality）の判断の行使」の例を参照）。

主要な利用者に加えて、企業の経営者、規制当局及び一般市民など、その他の関係者も、サステナビリティ関連財務開示に関心を持ち、情報が有用であると考えられる場合がある。しかしながら、ISSB基準に従って作成されたサステナビリティ関連財務開示は、主としてこれらのその他の関係者の情報ニーズを満たすために設計されたものではなく、開示はこれらの関係者向けられたものではない。

相互運用可能性の考慮

IFRS S1号は、主要な利用者、すなわち、現在の及び潜在的な投資者、融資者及びその他の債権者の情報ニーズに焦点を当てている。この焦点により、サステナビリティ関連財務情報は、例えば企業の持続可能な開発への寄与に焦点を当てた、より幅広いマルチ・ステークホルダー向けの報告とは区別される。

主要な利用者が一般目的財務報告書に基づいて行う意思決定

企業は、重要性がある（material）情報を識別する際に、次のことを考慮する。

- 主要な利用者が、財務諸表及びサステナビリティ関連財務開示を含む一般目的財務報告書に基づいて行う意思決定の種類
- 主要な利用者が意思決定を行うにあたり必要な情報

主要な利用者は、企業が公表する一般目的財務報告書の1つの様式に基づいて意思決定を行うわけではない（「IFRS S1号に関する結論の根拠」BC68項参照）。

情報が、主要な利用者の企業への資源の提供に関する意思決定に影響を与える（influence）と合理的に見込み得るかどうかを評価することは、企業が、企業自身の状況（例えば、企業自身の産業）も考慮しながら、主要な利用者の特性（潜在的な投資者など）を考慮することを要求する（「IFRS S1号に関する付属ガイダンス」IG2項参照）。

重要性（materiality）の判断を行うにあたり、企業は、情報が企業への資源の提供に関する主要な利用者の意思決定に影響を与える（influence）と合理的に見込み得るかどうかを考慮する。それらの意思決定には、次のいずれかに関する意思決定を伴う。

- 資本性金融商品及び負債性金融商品の購入、売却又は継続保有
- 貸付金及び他の形態による信用の供与又は決済
- 企業の経済的資源の利用に影響を与える（affect）当該企業の経営者の行動に対して投票を行うか又は他の方法で影響を与える（influence）権利の行使（IFRS S1号B14項参照）。

これらの意思決定は、主要な利用者が期待するリターン、例えば、配当、元本及び利息の支払又は市場価格の上昇に依存する。それらの期待は、次の事項に関する主要な利用者の評価に依存する。

- 企業への将来の正味キャッシュ・フローの金額、時期及び不確実性
- 企業の経営者及びガバナンス機関又は個人による企業の経済的資源に係る受託責任（IFRS S1号B15項参照）。

サステナビリティ関連財務開示の文脈において

サステナビリティ関連財務開示の文脈において、情報は、それを省略したり、誤表示したり、不明瞭にしたりしたときに、一般目的財務報告書の主要な利用者が、財務諸表及びサステナビリティ関連財務開示を含む、特定の報告企業に関する情報を提供する当該報告書に基づいて行う意思決定に、当該情報が影響を与える（influence）と合理的に見込み得る場合には、重要性がある（material）。

サステナビリティ関連財務開示は、固有の目的を果たす。すなわち、一般目的財務報告書の主要な利用者が企業への資源の提供に関する意思決定を行うために有用な、企業のサステナビリティ関連のリスク及び機会に関する情報を提供することを目指すことである。

財務諸表のような、企業の一般目的財務報告書の一部として提供されるその他の報告書は、それらの固有の目的を果たし、企業に関する具体的な情報を提供する。ISSB基準に従い、企業は、サステナビリティ関連財務開示の固有の目的の文脈において、情報に重要性がある（material）かどうかを考慮する。したがって、サステナビリティ関連財務開示において重要性がある（material）情報は、財務諸表において重要性がある（material）とされない場合があり、その逆も同様である。例えば、財務諸表の文脈における重要性（materiality）の判断と、サステナビリティ関連財務開示の文脈における重要性（materiality）の判断を比較すると、これらの報告書の目的が異なるため、企業の売上高に関して異なる分解情報の提供をもたらす可能性がある。例えば、サステナビリティ関連のリスク又は機会が、報告期間における企業の財務業績にどのように影響を与えた（affected）のかに関する情報の開示を企業に要求するIFRS S1号第35項(a)を適用するにあたり、サステナビリティ関連のリスク又は機会の影響（effects）に起因する売上高に関して重要性がある（material）情報をもたらす場合がある。しかしながら、当該情報は財務諸表にとっては重要性がある（material）とはされない場合がある。

ISSB基準を適用するにあたり、情報に重要性がある（material）かどうかの評価は、サステナビリティ関連財務開示の固有の目的によって決定され、制約される。

コネクティビティの考慮

IFRS基準における「重要性がある（material）情報」の定義は、「IFRS会計基準」における同じ用語の定義と整合しているが、それぞれの一般目的財務報告書の目的を満たすために要求される情報は、それぞれに識別される（distinct）。サステナビリティ関連財務開示と財務諸表とは、それぞれ固有の目的を果たし、それぞれに識別される（distinct）企業に関する情報を提供する。したがって、サステナビリティ関連財務開示を作成する際に企業が行う重要性（materiality）の判断は、財務諸表を作成する際に行われる重要性（materiality）の判断とは異なるものとなる。

サステナビリティ関連財務開示は、

- 企業の財務諸表に含まれる情報を補完する。
- 財務諸表よりも定性的情報及び将来予測的な情報を多く含む可能性が高い。
- 企業の見通しに影響を与える（affect）と合理的に見込み得るサステナビリティ関連のリスク及び機会に関する情報を提供する。一方で、財務諸表は、企業の資産、負債、資本、収益及び費用に関する情報を提供する。したがって、サステナビリティ関連のリスク及び機会に関する情報を提供するサステナビリティ関連財務開示は、それらのリスク及び機会が企業の資産、負債、資本、収益及び費用に影響を与えた（affected）かどうか、又はそれらに関連するかどうかに関する情報に限定されない。例えば、サステナビリティ関連財務開示は、次に関する情報を含む。
 - サステナビリティ関連のリスク又は機会に関連するガバナンス、戦略及びリスク管理プロセスなど、企業のその他の側面
 - 予想される（anticipated）財務的影響（effects）

サステナビリティ関連財務開示を作成するにあたり、企業はより多くの場合、次の事項を実施しなければならない。

- 財務諸表の作成にあたり用いられる期間よりも長い期間にわたる影響（implications）を考慮する（ただし、財務諸表の作成にあたり、長期についての判断も必要となる可能性がある。）。
- バリュー・チェーンを通じての相互作用の影響（implications）を考慮する（「IFRS S1号に関する結論の根拠」BC69項参照）。

情報を省略したり、誤表示したり、不明瞭にしたりする

サステナビリティ関連財務開示の文脈において、**情報は、それを省略したり、誤表示したり、不明瞭にしたりしたときに、一般目的財務報告書の主要な利用者が、財務諸表及びサステナビリティ関連財務開示を含む、特定の報告企業に関する情報を提供する当該報告書に基づいて行う意思決定に、当該情報が影響を与える（influence）と合理的に見込み得る場合には、重要性がある（material）。**

情報に重要性がある（material）かどうかを評価するにあたり、企業は、当該情報を省略したり、誤表示したり、不明瞭にしたりしたときの、主要な利用者の意思決定に与える影響（effect）を考慮する。企業は、サステナビリティ関連財務開示を明瞭に識別し、企業が提供する他の情報と区別することが要求される（IFRS S1号B27項参照）。これは、サステナビリティ関連財務開示の文脈において重要である（important）。なぜなら、

- **一般目的財務報告書の中でのサステナビリティ関連財務開示の記載場所は、企業によって異なる場合がある。**ISSB基準は、一般目的財務報告書の中で、サステナビリティ関連財務情報を開示するための場所は、さまざまなものが考えられると記述している。例えば、経営者による説明（management commentary）又は企業の一般目的財務報告書の一部を構成している類似の報告書がある⁵。これらの報告書は、他の要求事項を満たすための情報についても提供する場合がある。そのような場合、ISSB基準は、サステナビリティ関連財務開示が明瞭に識別可能であり、追加的な情報によって不明瞭にならないようにすることを企業に要求する（IFRS S1号第61項及び第62項参照）⁶。
- **情報は、主要な利用者に加えて、他の利害関係者のニーズを満たすための情報とともに提供される場合がある。**企業のサステナビリティ報告は、主要な利用者を超えてより幅広い範囲の利害関係者を意図した情報、又は共通の情報ニーズではない、主要な利用者の特定のニーズを満たすための情報を含む場合がある。そのような場合、IFRS S1号は、サステナビリティ関連財務開示が明瞭に識別可能であり、当該追加的な情報によって不明瞭にならないことを要求する。

情報が誤表示されているかどうかの評価には、開示された情報の正確性に関する企業の考慮を含む。正確性がある情報は、完璧に精密である（precise）必要はない。例えば、正確性は、事実に関する情報に、重要性がある（material）誤謬がないことを要求する（IFRS S1号D15項参照）。

情報を省略したり誤表示したりするのと同様の影響（effect）を主要な利用者に与えるような方法で情報が伝達される場合、その情報は不明瞭になる（IFRS S1号B27項参照）。重要性がある（material）情報を開示すること及び情報を不明瞭にすることに関するより多くの情報については、第3章を参照されたい。

5 企業に適用される規制又はその他の要求事項に従うことを条件に、企業の一般目的財務報告書の中で、サステナビリティ関連財務情報を開示するための場所は、さまざまなものが考えられる。サステナビリティ関連財務開示は、企業の経営者による説明（management commentary）又は類似の報告書が企業の一般目的財務報告書の一部を構成している場合には、これに含まれることがある。経営者による説明（management commentary）又は類似の報告書は、「マネジメント・レポート」、「経営者による検討及び分析（MD&A）」、「経営及び財務のレビュー」、「統合報告書」又は「戦略報告書」など、さまざまな名称で知られているか、そのような名称の報告書に含まれている場合がある（IFRS S1号第61項参照）。

6 ISSB基準で要求される情報は、企業が公表した他の報告書との相互参照により、サステナビリティ関連財務開示に含められる場合がある。企業が情報を相互参照により含める場合、IFRS S1号B45項からB47項における要求事項の適用が要求される（IFRS S1号第63項参照）。

第2章 — 企業の見通しに影響を与える（affect）と合理的に見込み得るサステナビリティ関連のリスク及び機会、並びにISSB基準におけるその適用

IFRS S1号は、短期、中期又は長期にわたり、企業のキャッシュ・フロー、当該企業のファイナンスへのアクセス又は資本コストに影響を与える（affect）と合理的に見込み得る、サステナビリティ関連のリスク及び機会に関する重要性がある（material）情報を開示することを企業に要求している。これらのリスク及び機会をあわせて「企業の見通しに影響を与える（affect）と合理的に見込み得るサステナビリティ関連のリスク及び機会」という（IFRS S1号第3項参照）。

この章では、次の事項を説明する。

- これらのサステナビリティ関連のリスク及び機会とは何か（例示を含む。）。
- そのようなサステナビリティ関連のリスク及び機会をどのように識別するのか。

企業の見通しに影響を与える（affect）と合理的に見込み得るサステナビリティ関連のリスク及び機会とは何か

IFRS S1号は、サステナビリティ関連のリスク及び機会は、企業と、当該企業のバリュー・チェーンを通じての利害関係者、社会、経済及び自然環境との相互作用から生じるものであると定めている。この記載は意図的に幅広いものとなっている（IFRS S1号B2項参照）。

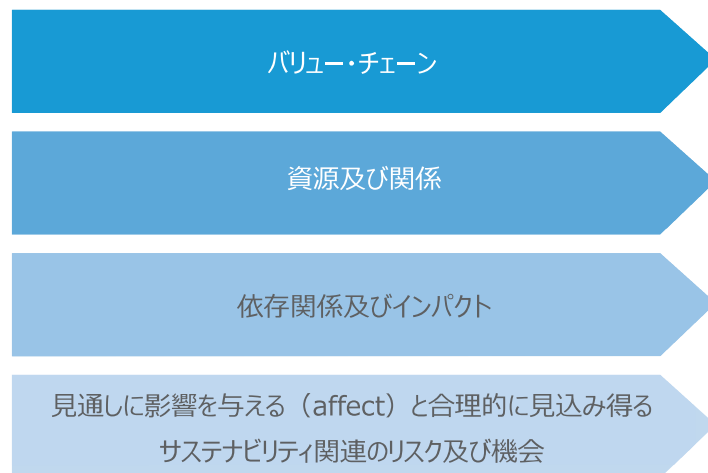
IFRS S1号は、企業がバリュー・チェーンを通じての資源及び関係に依存し、かつそれらの資源及び関係に影響を与え（affects）、それらの資源及び関係の維持、再生及び発展又は劣化及び枯渇に寄与する可能性があることを説明している。企業の見通しに影響を与える（affect）と合理的に見込み得るサステナビリティ関連のリスク及び機会を生じさせる場合があるのは、それらの資源及び関係への企業の依存関係及びインパクトである（IFRS S1号B2項参照）。

企業の見通し、すなわち企業のキャッシュ・フロー、当該企業のファイナンスへのアクセス又は資本コストに影響を与える（affect）と合理的に見込み得るリスク及び機会は、時間の経過とともに変化する可能性がある。したがって、企業はこの評価を時間の経過とともに再検討する必要がある。

短期、中期及び長期にわたり企業がキャッシュ・フローを生み出す能力（ability）は、企業と、当該企業のバリュー・チェーンを通じて利害関係者、社会、経済及び自然環境との間の相互作用と密接につながっているため、サステナビリティ関連のリスク及び機会に関する情報は、主要な利用者にとって有用なものである。企業と、当該企業のバリュー・チェーンを通じての資源及び関係は、これらをあわせて、当該企業が事業を営む相互依存的なシステムを形成する。それらの資源及び関係に対する企業の依存関係並びにそれらの資源及び関係に対する当該企業のインパクトは、当該企業に対してサステナビリティ関連のリスク及び機会を生じさせる（IFRS S1号第2項参照）。

このセクションでは、サステナビリティ関連のリスク及び機会とは何か並びにそれらが企業の見通しにどのように影響を与える（affect）可能性があるかについての理解を構築するために、バリュー・チェーン、資源及び関係並びに依存関係及びインパクトの概念を説明する（図2.1参照）。

図2.1 — サステナビリティ関連のリスク及び機会の基礎となる概念



これらの概念は順番に説明される。すなわち、このセクションでは、IFRS S1号におけるサステナビリティ関連のリスク及び機会に関する記述の各部分に向き合い、企業の見通しに影響を与える（affect）と合理的に見込み得るサステナビリティ関連のリスク及び機会を識別するにあたり、企業が考慮する場合があることについて説明する。

これは、企業が、ISSB基準への準拠を表明するために適用する必要があるさまざまな要求事項を組み込んだ、サステナビリティ関連のリスク及び機会を識別するための考えられる方法である。しかしながら、企業はそのようなリスク及び機会を識別するために、この順を追ったアプローチを用いる必要はない。企業は、サステナビリティ関連のリスク及び機会を識別するために、代替的なアプローチをとる場合がある。例えば、企業は、サステナビリティ関連のリスク及び機会を識別する出発点として、契約上の取決め（すなわち、企業が依存する関係）に着目する場合がある。

バリュー・チェーンの定義

企業の見通しに影響を与える（affect）と合理的に見込み得るサステナビリティ関連のリスク及び機会を識別するために、企業の事業を含むバリュー・チェーンを理解することは不可欠である。企業は、サステナビリティ関連のリスク及び機会を識別するために、バリュー・チェーンという用語を理解する必要がある。

IFRS S1号は、「バリュー・チェーン」を次のように定義している。

報告企業のビジネス・モデル及び当該企業が事業を営む外部環境に関連する、相互作用、資源及び関係の全範囲

バリュー・チェーンには、製品又はサービスの構想から提供、消費及び終了（end-of-life）まで、企業が使用し依存する相互作用、資源及び関係が含まれる。これには、企業の事業における相互作用、資源及び関係（人的資源（human resource）など）、企業の供給チャネル、マーケティング・チャネル及び流通チャネルにおけるもの（材料及びサービスの調達並びに製品及びサービスの販売及び配送など）、並びに企業が事業を営む財務的環境、地理的環境、地政学的環境及び規制環境が含まれる。

バリュー・チェーンの定義における第1文は、バリュー・チェーンの範囲を決定する企業は、次のいずれも考慮することを強調している。

- 企業のビジネス・モデル、すなわち、価値を生み出し、キャッシュ・フローを生み出すことに関連する企業の事業の側面
- 企業の外部環境、すなわち、企業の事業に影響を与える（affect）外部の状況及び事象

バリュー・チェーンの定義における第2文は、バリュー・チェーンの幅広さ及び構成を強調している。バリュー・チェーンの範囲を決定するにあたり、企業は、構想から提供、消費及び終了（end-of-life）まで、製品又はサービスの全ライフサイクルを通じて、何を使用し、何に依存しているのかに着目することを説明している。また、企業は、企業が事業を営む財務的環境、地理的環境、地政学的環境及び規制環境のみならず、企業の供給チャネル、マーケティング・チャネル及び流通チャネルにおけるものを含む、それらの相互作用、資源及び関係に着目することも説明している⁷。例えば、図2.2に例示されているように、電子機器を製造する企業は、その製品のライフサイクルを通じて、バリュー・チェーンの範囲を考慮する。

7 バリュー・チェーンの定義は、企業の供給チャネル、マーケティング・チャネル及び流通チャネルを含む、企業が使用し依存するいくつかの相互作用、資源及び関係を指す。この教育的資料では、「チャネル」という用語の代わりに「チェーン」という用語を用いることがある。そうした状況においては、差異は意図されていない。例えば、この教育的資料では「サプライ・チェーン」に言及しているが、これは「供給チャネル」と同じ意味を持つことを意図している。

図2.2 — 電子製造会社が、サステナビリティ関連のリスク及び機会を識別するために、自社のバリュー・チェーンの範囲を決定する際に考慮し得る事項

製品を「生み出す」 ライフサイクルに 関連する考慮事項	構想及び製造 電子機器の 設計及び製造	提供 電子機器の 顧客への輸送	消費 電子機器の 継続的な動作	終了 (end-of-life) 電子機器の廃棄
	企業の事業 電子機器の設計、製造 及びマーケティングを サポートするために必要 — 例えば、人的資源 (human resources)	チャネル 電子機器の流通及び配送の ための材料の調達 — 例えば、電子機器を製 造するために使用される部品 (又は「材料」)の源泉	環境 企業が事業を営むための 状況を提供 — 例えば、顧客の電子機 器の購入を促進するための 融資	

例 — 企業、そのビジネス・モデル、外部環境及び流通チャネル

電子機器を製造する企業は、バリュー・チェーンの範囲を決定する際に、自社のビジネス・モデル及び企業が事業を営む外部環境の両方を考慮する。例えば、流通チャネルを考慮する際に、企業は次のことを考慮する。

- ビジネス・モデル** — 企業はその活動の一環として、製品を顧客に販売するために第三者のベンダーに依存している。これらの第三者のベンダーは、キャッシュ・フローを生み出すことに関連する企業の事業の側面を表している。このため、企業のビジネス・モデル及びバリュー・チェーンの一部を反映している。
- 外部環境** — 企業が製品を販売する法域における規制環境の変化は、企業が顧客に販売する製品に影響を与える（affect）場合がある。規制環境は、企業の事業に影響を与える（affect）可能性がある、企業の外部にある規制上の状況及び事象に関連する。例えば、電子機器廃棄物を削減する取組み（effort）において、製造が許可されている充電機器の種類を標準化及び制限することにより、企業の産業に影響を与える（affects）規制が、企業の事業に影響を与える（affect）可能性がある。したがって、企業が事業を営む規制環境は、企業のバリュー・チェーンの一部である。

企業のバリュー・チェーンを通じた相互作用

サステナビリティ関連のリスク及び機会を識別するために、企業は、自社のバリュー・チェーンを通じての利害関係者、社会、経済及び自然環境との相互作用を考慮する（IFRS S1号第2項参照）。これらの相互作用は、企業のビジネス・モデルの運用及び企業が事業を営む外部環境から生じる。

企業のキャッシュ・フローを生み出す能力（ability）は、このような相互作用と密接につながっているものである。すなわち、企業は、自社のバリュー・チェーンを通じての利害関係者、社会、経済又は自然環境との相互作用なしでは、キャッシュ・フローを生み出すことはできない。

企業の相互作用は、直接的であることもあれば間接的であることもある。例えば、ある企業が製品を生み出すために原材料として木材を使用することを通じて、自然環境と直接的に相互作用する場合がある。他の企業は、サプライヤーを通じて間接的に自然環境と相互作用する場合がある。この場合、当該企業のサプライヤーは、企業が用いる製品を生み出すために、原材料として木材を使用する場合がある。企業は、自社のバリュー・チェーン（バリュー・チェーンの幅広さ及び構成を含む。）を考慮するにあたり、サステナビリティ関連のリスク及び機会を識別するに際して利害関係者、社会、経済及び自然環境との直接的及び間接的な相互作用の両方を考慮する。

例 — 利害関係者、社会、経済及び自然環境との相互作用

「容器及び包装」産業を運営する企業は、原材料を3つの法域のサプライヤーに依存している。企業は、ビジネスを運営し製品を生み出すために、それぞれのサプライヤーを利用し依存しているため、これらのサプライヤーはバリュー・チェーンの一部である。企業は、自社のバリュー・チェーンを通じての利害関係者、社会、経済及び自然環境との直接的及び間接的な両方の相互作用を考慮する。企業は、次のことに留意する。

- ・ 法域Aの地域社会は、企業の森林伐採行為に対して抗議しており、これは企業のサプライヤーが法域Aにおいて企業とビジネスを行う能力（ability）に影響を与える（affect）可能性がある（社会との相互作用）。
- ・ 法域Bの政府は、持続可能な事業を追求する企業に対して、税制優遇措置を導入しており、これは企業のサプライヤーがどのように事業を営むのかに影響を与える（influence）可能性がある（経済との相互作用）。
- ・ 法域Cは干ばつに見舞われており、これは企業のサプライヤーが法域Cにおいて企業が必要な原材料を生産する能力（ability）に影響を与える（affect）可能性がある（自然環境との相互作用）。

企業は、サステナビリティ関連のリスク及び機会を識別する際に、これらの要因を考慮する。例えば、企業は、法域Bにおける税制優遇措置が、企業の見通しに影響を与える（affect）と合理的に見込み得るサステナビリティ関連の機会を表すと判断する場合がある。

この例は、企業のバリュー・チェーンのビジネス・パートナーがサステナビリティ関連のリスク及び機会に直面している場合、結果として、企業もサステナビリティ関連のリスク及び機会にさらされる可能性があることを示している。

企業のバリュー・チェーンの範囲の決定 — プロポーショナル리티のメカニズム

企業のバリュー・チェーンの潜在的な範囲は、その幅広さ及び構成を含め、広大である（significant）。ISSBは、適用上の潜在的な課題を認識し、企業のバリュー・チェーンの範囲を決定するにあたり必要となる労力の範囲を限定することを決定した。このため、ISSBは、IFRS S1号にプロポーショナル리티のメカニズム⁸を導入し、企業がサステナビリティ関連のリスク及び機会を識別するためにバリュー・チェーンの範囲を評価するにあたり、網羅的な探索を行う必要はないことを記載している。代わりに、企業は、「報告日時点で企業が過度なコストや労力をかけずに利用可能な、すべての合理的で裏付け可能な情報」を用いることが要求される（IFRS S1号B6項参照）。また、ISSB基準は、主要な利用者の意思決定に情報をもたらすために、サステナビリティ関連のリスク及び機会に関して重要性がある（material）情報を提供することのみを要求しており、バリュー・チェーンの分析及び重要性がある（material）情報の識別は、その文脈の中で行われることに留意されたい。

この「報告日時点で企業が過度なコストや労力をかけずに利用可能な、すべての合理的で裏付け可能な情報」を用いるという要求事項は、企業がバリュー・チェーンから生じるサステナビリティ関連のリスク及び機会を識別するにあたり考慮すべき情報の種類及びそのような情報を入手するために要する労力についてのパラメータを確立することにより、企業を支援するものである。また、この要求事項は、次のことを明確化している。

- 企業は、報告日時点で企業が過大なコストや労力をかけずに利用可能な、すべての情報を用いることが要求される。
- 企業は、過大なコストや労力を要することとなる、バリュー・チェーンに関連した情報の網羅的な探索を実施することとは要求されない。
- 企業は、バリュー・チェーンの範囲を合理的で裏付け可能な情報（IFRS S1号B8項からB10項参照）を使用して決定することが要求される。

また、この概念は、バリュー・チェーンを通じての企業から情報を入手することに関連した課題に直面する企業への救済措置も提供する（「IFRS S1号に関する結論の根拠」BC58項参照）。

8 ISSB基準には、いくつかのプロポーショナル리티のメカニズム、すなわち、企業がISSB基準を適用する際の支援を目的としたメカニズムが含まれている。

資源及び関係

企業が依存し、影響を与える（affects）資源及び関係は、自社のバリュー・チェーンを通じて存在する。IFRS S1号は、企業の見通しに影響を与える（affect）と合理的に見込み得るサステナビリティ関連のリスク及び機会を識別するにあたり、企業がキャッシュ・フローを生み出すために依存し、かつその活動及びアウトプットを通じて影響を与える（affects）資源及び関係を考慮すると説明している（IFRS S1号B2項参照）。

資源及び関係は、さまざまな形をとり得る。例えば、ある企業が製品を生み出すための（原材料としての）鉱物の使用を通じて、自然環境と相互作用する場合がある。つまり、企業は、キャッシュ・フローを生み出すために、その資源に依存している。資源及び関係の他の形態及び例を図2.3に示している。これらの例は、IFRS S1号B4項に記述されている資源及び関係の形態を基礎としている。図2.3は、このような資源及び関係の分類体系を表すことを意図したものではない⁹。

図2.3 — 資源及び関係の形態及び例

					
人的	知的	財務的	自然	製造	社会的
- 企業の労働力（workforce） - サプライ・チェーンにおける労働者	- 特許 - 著作権 - 商標	- 現金 - 投資 - 金融資源へのアクセス	- 土地 - 水 - 鉱物 - 原材料	- 機械 - 設備 - 建物 - インフラ	- 利害関係者との関係 - 顧客 - 先住民族のコミュニティ

資源及び関係は、次のものがあり得る。

- 企業の労働力（workforce）、ノウハウ又は組織プロセスなど、内部的なもの
- 企業がアクセスする必要がある材料及びサービス、又はサプライヤー、流通業者及び顧客との関係など、外部的なもの
- 企業の財務諸表において資産として認識される資源及び関係が含まれる（ただし、これらに限定されない。）（IFRS S1号B4項参照）。

サステナビリティ関連のリスク及び機会を識別するために、企業は、企業が依存し影響を与える（affects）資源及び関係を理解する必要がある。

9 資源及び関係の概念は、「[統合報告フレームワーク](#)」における「資本（capitals）」の概念に類似している。「統合報告フレームワーク」は、2022年8月に価値報告財団がIFRS財団に統合された結果、IFRS財団の資源となった。「統合報告フレームワーク」におけるいくつかの概念は、IFRS S1号及びIFRS S2号に組み込まれている。

依存関係及びインパクト

企業は、直接的及び間接的に、資源及び関係にどのように依存し、影響を与える（affects）のかを考慮する。IFRS S1号は、企業について次のように説明している。

- ・ キャッシュ・フローを生み出す資源及び関係に依存する。
- ・ 企業の活動及びアウトプットを通じて、資源及び関係に影響を与える（affects）。

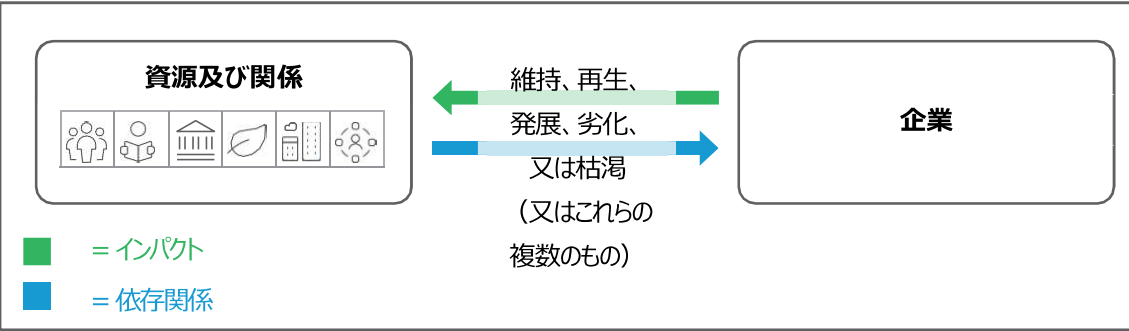
これらの依存関係及びインパクトは、資源及び関係の維持、再生及び発展又は劣化及び枯渇に寄与する（IFRS S1号B2項参照）。この概念については、表2.1で詳しく説明する。

表2.1 — 企業の活動及びアウトプットの結果としての、資源及び関係に対する企業の依存関係及びインパクト

企業の活動及びアウトプット	キャッシュ・フローを生み出すための資源及び関係に対する企業の 依存関係	企業の活動及びアウトプットを通じて、資源及び関係に与える企業の インパクト
企業が灌漑用の地下水を 採取	企業は、ビジネス・モデルを運用するために 水 に依存している。	企業の活動は水に依存し、その活動が水にインパクトを与えるため、水源を 枯渇 させる場合がある。
企業が従業員研修に 投資	企業は、競争の激しい市場で事業を営んでおり、そのビジネス・モデルを運用するために 高度に専門化された労働力（workforce） に依存している。	企業は、高度に専門化された労働力（workforce）及び当該労働力（workforce）にインパクトを与える活動に依存しているため、企業の研修への投資は、労働力（workforce）の 発展 に役立つ可能性がある。

例示したように、企業の活動及びアウトプットは、その企業が依存している資源及び関係に影響を与える（affect）可能性がある。このような場合、企業は、資源又は関係に与える自らのインパクトによって影響を受ける（affected）。企業が資源及び関係に依存し影響を与える（affects）この相互依存的なシステムは、IFRS S1号に記述されており、図2.4に示されている。

図2.4 — 相互依存的なシステム（企業が資源及び関係の両方に依存し影響を与える（affects）システム）



しかしながら、企業の依存関係及びインパクトは、必ずしも密接に関連しているとは限らない場合がある。すなわち、企業は、インパクトを与えないものに依存する可能性があり、また依存しないものにインパクトを与える可能性もある。しかし、いずれの場合も、依存関係及びインパクトは、企業の見通しに影響を与える（affect）と合理的に見込み得るサステナビリティ関連のリスク及び機会を生じさせる場合がある。

企業の見通しに影響を与える（affect）と合理的に見込み得るサステナビリティ関連のリスク及び機会

IFRS S1号は、資源及び関係に対する企業の依存関係及びインパクトが、企業の見通しに影響を与える（affect）と合理的に見込み得るサステナビリティ関連のリスク及び機会を生じさせる場合があると説明している。例えば、企業の資源へのアクセス、すなわち、キャッシュ・フローを生み出すために用いる関係に依存する企業の能力（ability）がリスクにさらされる場合、企業の見通しに影響を与える（affected）ことがある。このような場合、企業は、それが企業の見通しに影響を与える（affect）と合理的に見込み得るサステナビリティ関連のリスクかどうかを評価すべきである。

「合理的に見込み得る」

IFRS S1号は、企業の見通しに影響を与える（affect）と合理的に見込み得るサステナビリティ関連のリスク及び機会に関する情報の開示を要求している。これは、そのようなサステナビリティ関連のリスク及び機会を識別するにあたり、企業は、外部の視点を考慮することを意味する。企業は、企業自身はそのように見込んでいない場合であっても、サステナビリティ関連のリスク又は機会が、（外部の当事者の見込みに基づき）企業の見通しに影響を与える（affect）と合理的に見込み得ると判断することがある。特に、企業は、情報が誤表示、省略又は不明瞭にされた場合に、主要な利用者の意思決定に影響を与える（influence）と合理的に見込み得る事項を考慮する必要がある。したがって、主要な利用者の視点は、企業にとって特に考慮すべき事項である。

例 — 企業が、自社がさらされているとは考えていないサステナビリティ関連のリスクの影響を受ける（affected）と合理的に見込み得ると決定する場合

企業は、効果的な人権保護で知られる法域から調達している衣料品製造会社である。

企業の同業他社は、サステナビリティ関連財務開示において、サプライ・チェーンを通じた人権侵害のリスクを開示した。これらの同業他社は、企業が調達していない法域から調達している。

サステナビリティ関連のリスクを評価する場合、企業は、企業固有の要因及び外部要因の両方を考慮する。これには次のことを含む。

- サプライ・チェーンを通じた人権侵害のリスクが、当該企業の見通しに影響を与える（affect）とは見込んでいない（企業固有の要因）。
- 企業が事業を営む産業が、サプライ・チェーンを通じて人権侵害のリスクにさらされていることが知られている（外部要因）。

効果的な人権保護で知られる法域にサプライヤーが集中しているため、企業は、自社がそのようなリスクにさらされているとは考えていない。しかし、主要な利用者は、この産業の企業にとって人権侵害はリスクであると見込んでいるため、企業は、サプライ・チェーンにおける人権侵害のリスクにさらされていると合理的に見込み得ると決定する。

このような場合、企業は関連する重要性がある（material）情報を開示する。例えば、企業はサプライ・チェーンを通じて人権侵害のリスクにさらされていないことを開示し、その理由を説明する可能性がある。

「企業の見通し」

ISSB基準では、企業の見通しとは、**短期、中期又は長期にわたる企業のキャッシュ・フロー、当該企業のファイナンスへのアクセス又は資本コスト**をいう。

企業は、サステナビリティ関連のリスク又は機会が、キャッシュ・フロー、ファイナンスへのアクセス又は資本コストに影響を与える（affect）と合理的に見込み得るかどうかを評価する。この評価は、サステナビリティ関連のリスク又は機会が3つすべてに影響を与える（affect）ことを要求するものではないが、実務上、これらは相互に関連していることが多い。

サステナビリティ関連のリスク及び機会が、企業の**キャッシュ・フロー、ファイナンスへのアクセス及び資本コスト**に与える影響（effects）には、次のようなものがある。

- ・ 企業の流入及び流出するキャッシュ・フローの金額、時期及び不確実性
- ・ 企業の資金調達の能力（ability）
- ・ 企業が事業及び投資を目的に資金を確保するために生じたコスト

サステナビリティ関連のリスク又は機会が、企業の**ファイナンスへのアクセス及び資本コスト**に与える影響（effect）により、他の市場参加者が当該企業とどのように相互作用する場合があるかを評価することになる。例えば、ある企業がサステナビリティ関連のリスクの管理に関連してネガティブなレピュテーションを有する場合、一部の融資者はこの企業と関わりたくないと考えられる場合がある。これは、その企業への貸出から生じる可能性があるレピュテーション・リスクがあるためである。その結果、企業は資本（capital）へのアクセスが制約されることがわかり、おそらく、より不利な条件（同業他社よりも高い金利、少ない借入額又はより厳しい契約上の制約など）で、他の資本（capital）を探さざるを得なくなる場合がある。サステナビリティ関連のリスクが、ファイナンスへのアクセス又は資本コストに影響を与える（affect）と合理的に見込み得ると企業が決定した場合、企業は、ISSB基準を適用するにあたり、このサステナビリティ関連のリスクについて、どのような情報に重要性がある（material）のかを決定し、その情報を開示する必要がある。

企業に対するサステナビリティ関連のリスク及び機会の潜在的な影響（implications）を評価するために、企業のキャッシュ・フロー、ファイナンスへのアクセス及び資本コストへの影響（effects）を**短期、中期、長期にわたり**評価する。短期、中期及び長期の時間軸は、企業によりさまざまであり、多くの要因によることがある。例えば、次のものがある（IFRS S1号第31項参照）。

- ・ キャッシュ・フロー、投資及びビジネスのサイクルなどの産業固有の特性
- ・ 企業の産業において戦略的意思決定及び資本配分計画に通常用いられる計画期間
- ・ 主要な利用者がその産業の企業の評価を行う時間軸

ISSB基準では、短縮した形で言及されることがある。ISSB基準などでは、サステナビリティ関連のリスク及び機会が「財務的影響（effects）」をもたらす場合、情報を提供することを要求している。

この「財務的影響（effects）」という短縮した形は、ISSB基準が、IFRS S1号で特に企業の見通しとして言及されているより幅広い要因を考慮するのではなく、例えば、キャッシュ・フローが影響を受ける（affected）かどうかだけに焦点を当てていると誤解される可能性がある。

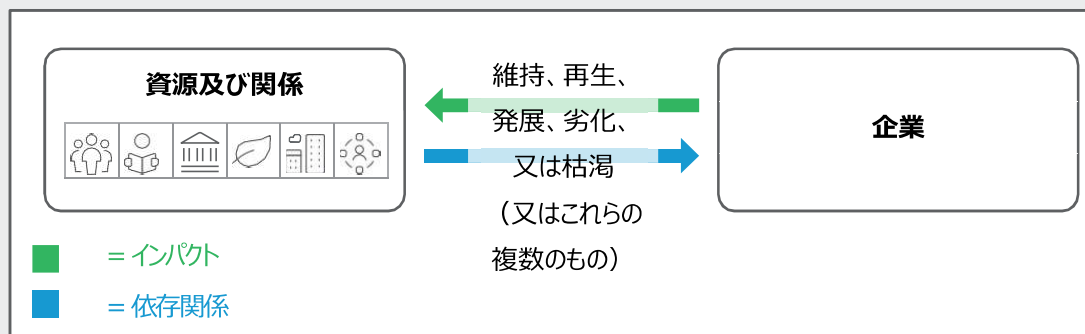
例 — 企業の見通しに影響を与える（affect）と合理的に見込み得るサステナビリティ関連のリスク及び機会

次の例では、企業が依存し影響を与える（affects）バリュー・チェーンを通じた資源及び関係並びにそれらが企業の見通しに影響を与える（affect）と合理的に見込み得るサステナビリティ関連のリスク及び機会を生じさせるかどうかを、企業が考慮する。

具体的には、これらの例は、企業のサステナビリティ関連のリスク及び機会が生じるシナリオを示している。

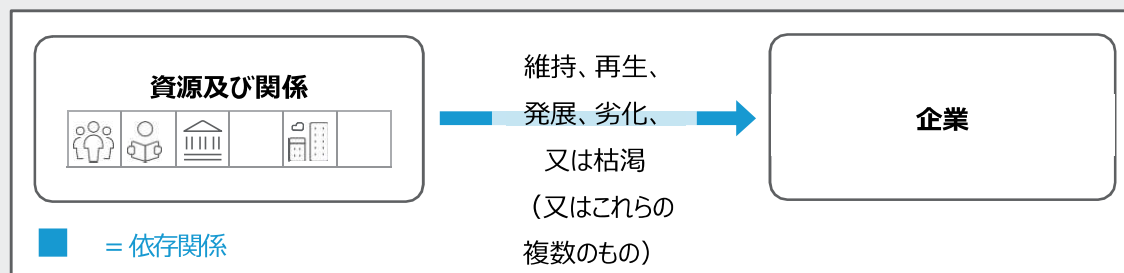
- 影響を与える（affects）資源及び関係への依存（図2.5）
- 影響を与えない（not affect）資源及び関係への依存（図2.6）
- 依存していない資源及び関係へのインパクト（図2.7）

図2.5 — 企業が影響を与える（affects）関係への依存から生じる、サステナビリティ関連の機会



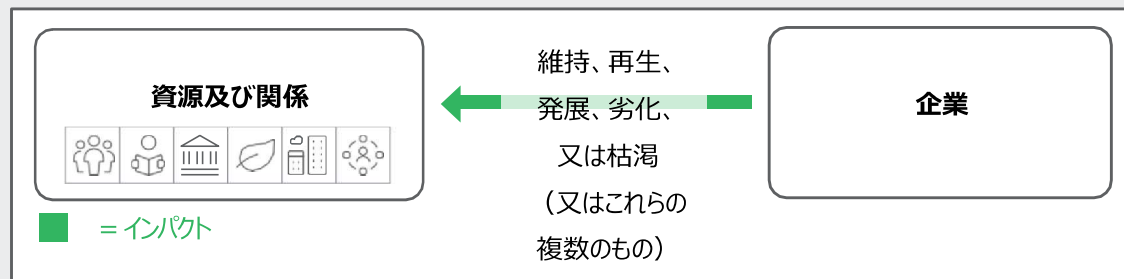
- **企業が依存しており、企業が影響も与える（affects）関係**：高度に専門化された労働力（workforce）
- 企業は競争の激しい市場で事業を営み、その戦略的目的を達成するために高度に専門化された労働力（workforce）に**依存している**。したがって、企業の将来の成功は、その資源を惹き付け、保持する能力（ability）に依存する可能性が高い。
- 同時に、その能力（ability）は、企業が従業員の研修及び福利厚生に投資しているかどうか、さらには、それが従業員の満足度、エンゲージメント及び定着率に**インパクトを与える**場合があるかどうかなど、企業の雇用慣行への**インパクトの一部に**、いくらか依存している可能性がある。企業の従業員のエンゲージメント・スコアは、最も近い競合他社の平均を常に上回っている。
- 企業は、この産業が新たな成長段階に入り、人材を惹き付け、保持するためのさらなる投資が必要になると見込んでいるため、これはキャッシュ・フローを生み出す能力（ability）にポジティブな影響（affect）を与えることを合理的に見込み得るサステナビリティ関連の機会であり、したがって、企業の見通しに影響を与える（affect）ものであると結論付ける。

図2.6 — 企業が影響を与えない（not affect）資源に対する企業の依存から生じる、サステナビリティ関連の機会



- **企業が影響を与えない（not affect）、企業が依存する資源：**ファイナンスへのアクセス
- （低炭素経済への移行を支援する）クリーン・テクノロジーの開発に投資する企業は、自社の事業の資金を調達するために、キャッシュ及び金融資源へのアクセスに**依存**している。具体的には、低炭素経済への移行を支援するビジネス・モデルを有する企業へ投資する投資家の意欲に依存している。
- 企業のビジネス・モデルに対する投資家の意欲のポジティブな変化に関連した資金調達環境の変化は、企業が依存する金融資源へのアクセスに影響を与える（affect）可能性がある。
- 企業は、これが、企業が外部の源泉から資金を調達する能力（ability）にポジティブに影響を与える（affect）と合理的に見込み得るサステナビリティ関連の機会であり、したがって、企業の見通しに影響を与える（affect）ものであると結論付ける。

図2.7 — 企業が依存していない資源に対する企業のインパクトから生じる、サステナビリティ関連のリスク



- **企業が依存していない、企業が影響を与える（affects）資源：**地域の海洋種
- 企業がビジネス・モデルを運用するために水を使用し、その水の使用を通じて、企業の活動が地域の海洋生物に**インパクトを与える**可能性がある。しかし、企業は、ビジネス・モデルを運用するために、この海洋生物に依存しているわけではない。また、影響を受ける（affected）可能性が最も高い生物は、現在、絶滅危機に瀕しているとは考えられていない。
- しかし、もし企業の活動が、その水源の劣化又は枯渇に寄与し、特定の海洋生物を危険にさらす可能性があると考えられる場合、その潜在的なインパクトは、結果的に、企業の事業を営むための法的及び社会的ライセンスに依存するため、企業の事業にリスクを生み出す可能性がある。例えば、規制上のリスク又はレピュテーション・リスクが生じる可能性がある。
- 企業は、その具体的な状況を考慮したうえで、その**インパクト**が、企業の流入及び流出するキャッシュ・フローの金額及び時期、資金を調達する能力（ability）又は資本コストに影響を与える（affect）と合理的に見込み得るサステナビリティ関連のリスクを生じさせる可能性があり、したがって、企業の見通しに影響を与える（affect）ものであると決定する。

教育的資料のこのセクションに含まれる例は、企業の見通しに影響を与える（affect）と合理的に見込み得るサステナビリティ関連のリスク及び機会に関する情報に重要性がある（material）かどうかを、最終的に企業が決定することになるものである。

「企業の見通しに影響を与える（affect）と合理的に見込み得る」サステナビリティ関連のリスク及び機会に焦点を当てたのは、企業がサステナビリティ関連のリスク又は機会になり得るすべてを識別する必要があることを明確にするためである。つまり、この焦点を当てなければ、識別された**あらゆるサステナビリティ関連のリスク又は機会**に焦点が当てられる可能性がある。例えば、ある企業が、（すべての企業がそうであるように）キャッシュ・フローを生み出すために、清浄な空気（資源）に依存している。これは、清浄な空気は、企業の従業員、顧客などにとって不可欠だからである。したがって、企業が清浄な空気にアクセスできなくなった場合、その結果生じる事業継続の中断に関連するサステナビリティ関連のリスクを識別する場合がある。しかし、これは企業の見通しに影響を与える（affect）と合理的に見込み得ない場合があるリスクである。また、このような、可能性はあるものの、合理的に見込み得ないリスクを識別することが、重要性がある（material）情報の提供につながる可能性は高くない。すべての企業が事業を営むために清浄な空気に依存している。

しかし、状況によっては、企業が清浄な空気へのアクセスに関連するサステナビリティ関連のリスクを識別する場合があり、したがって、これにより清浄な空気への依存から生じるリスクに関する情報を開示することが企業にとって適切である場合がある。例えば、ある企業が、空気の質が非常に悪い地域で事業を営む場合、従業員が企業の職場に通勤できない又はその地域に居住できないことにより、企業は、空気の質に影響を受ける（affected）又は影響を受ける（affected）と合理的に見込み得る。このような場合、企業は、自社の見通しに影響を与える（affect）と合理的に見込み得る、清浄な空気へのアクセスに関連するサステナビリティ関連のリスクを識別し、このリスクに関する重要性がある（material）情報を開示することになる。

したがって、企業は、すべてのサステナビリティ関連のリスク又は機会に関する情報を開示するわけではない。企業が自社のバリュー・チェーンを通じて多くの資源及び関係に依存し影響を与える（affect）場合があるとしても、IFRS S1号は、企業の見通しに影響を与える（affect）と合理的に見込み得るサステナビリティ関連のリスク及び機会に関する**重要性がある（material）情報**を開示することを要求している。

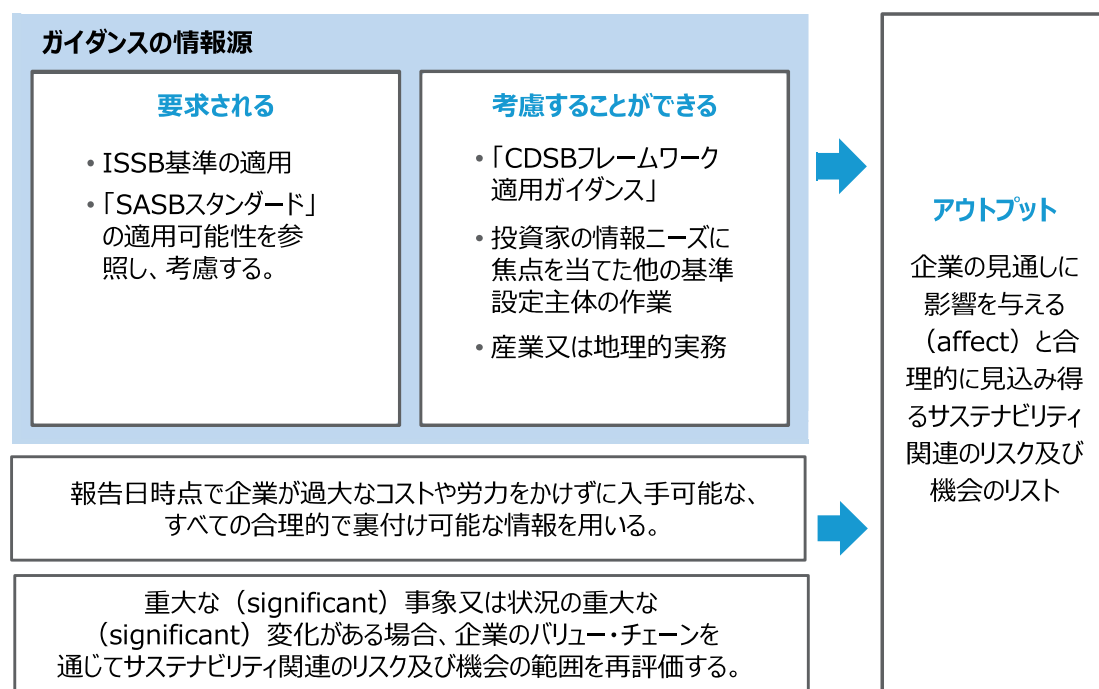
企業の見通しに影響を与える（affect）と合理的に見込み得るサステナビリティ関連のリスク及び機会を識別するための方法

企業は、事実及び状況に基づき、何がサステナビリティ関連のリスク又は機会を構成するのかを決定する。企業は、ビジネス管理の一環として、サステナビリティ関連のリスク及び機会を識別し、評価し、対応するための確立されたプロセスを有していることが多い。

サステナビリティ関連財務開示の作成にあたり、IFRS S1号は、企業の見通しに影響を与える（affect）と合理的に見込み得るサステナビリティ関連のリスク及び機会の識別に関連する要求事項を示している。IFRS S1号は、次のことを企業に要求している。

- ・ IFRS S1号で設定されている方法で、ガイダンスの情報源を用いること
- ・ 報告日時点で企業が過大なコストや労力をかけずに入手可能な、すべての合理的で裏付け可能な情報を用いること
- ・ 重大な（significant）事象又は状況の重大な（significant）変化が生じる場合、企業のバリュー・チェーンを通じてサステナビリティ関連のリスク及び機会の範囲を再評価すること

図2.8 — 企業の見通しに影響を与える（affect）と合理的に見込み得るサステナビリティ関連のリスク及び機会を識別するためのISSB基準の利用



ISSB基準の適用

ISSB基準（ISSB基準の付録を含む。）は、企業がサステナビリティ関連のリスク及び機会を識別するのに役立つ要求事項を示している（IFRS S1号第54項及び第55項参照）。加えて、「結論の根拠」、「付属ガイダンス」及び教育的資料（「関連資料」という。）もこのプロセスに役立てることができる¹⁰。例えば、IFRS S2号及び関連資料は、企業が気候関連のリスク及び機会を識別することを支援する要求事項、ガイダンス及び設例を含んでいる（この教育的資料の付録A参照）。

ISSB基準は、企業に対して、サステナビリティ関連のリスク及び機会を識別するための特定のアプローチ又は方法を使用することを要求していない。代わりに、ISSB基準は、使用するガイダンスの情報源に関連する要求事項を含む、企業がサステナビリティ関連のリスク及び機会を識別するのに役立つガイダンスを提供している¹¹。

この章で提供される「サステナビリティ関連のリスク及び機会」の説明は、企業がサステナビリティ関連のリスク及び機会を識別するのに役立てることができる（図2.9参照）。

図2.9 — サステナビリティ関連のリスク及び機会の識別を支援するための基礎となる概念を利用する例

サステナビリティ関連のリスク及び機会の基礎となる概念	概念を用いたサステナビリティ関連のリスク及び機会の識別	例
バリュー・チェーン	企業は、バリュー・チェーンの範囲を評価し、利害関係者、社会、経済及び自然環境との間の相互作用を考慮する。	衣料品ブランド企業は、その供給チェーンにおいて、自然環境との相互作用を考慮する。
資源及び関係	企業は、バリュー・チェーンを通じて資源及び関係を考慮する。	その衣料品ブランド会社は、生産工程において水の使用を考慮する。
依存関係及びインパクト	企業は、資源及び関係に対して企業が有する依存関係及びインパクトを識別する。	その衣料品ブランド会社は、製品を生産するために大量の水に依存していることを考慮する。
見通しに影響を与える（affect）と合理的に見込み得るサステナビリティ関連のリスク及び機会	企業は、資源及び関係に対して企業が有する依存関係及びインパクトから生じる、企業の見通しに影響を与える（affect）と合理的に見込み得るサステナビリティ関連のリスク及び機会を識別する。	この衣料品ブランド企業は、生産において水集約的なプロセスを削減する新技術を用いるという、サステナビリティ関連の機会を識別する。これにより、企業が負担する生産コストが大幅に削減される。

10 「結論の根拠」、「付属ガイダンス」及び教育的資料は、ISSB基準を適用する際に考慮又は適用することを要求されない。ISSB基準及び関連資料の使用及び適用方法の概要については、2024年3月のIFRS S1号及びIFRS S2号に関する移行支援グループ会議のアジェンダ・ペーパー1「ISSB基準及び関連資料を使用した、IFRS S2号第29項(b)及び(c)の適用」の第10項から第20項参照のこと。

11 誤解を避けるために記すと、IFRS S1号は、企業に対して、サステナビリティ関連のリスク及び機会の識別に関するISSB基準の要求事項を適用することを要求している。

企業は、サステナビリティ関連のリスク及び機会を識別すること、及び識別されたサステナビリティ関連のリスク及び機会の網羅性を評価することのいずれの目的においても、IFRS S1号のサステナビリティ関連のリスク及び機会の記述を使用することができる。例えば、企業は次のことを実施したかどうかを考慮する場合がある。

- 企業と利害関係者、社会、経済、並びに自然環境との間の相互作用を考慮するにあたり、その幅広さ及び構成を含むバリュー・チェーンの範囲を評価する。
- バリュー・チェーンを通じて資源及び関係を考慮する。
- 依存関係及びインパクトが、企業の見通しに影響を与える（affect）と合理的に見込み得るサステナビリティ関連のリスク及び機会を生じさせるかどうかを識別し、考慮する。

そのようなリスク及び機会が、企業の見通し（企業のキャッシュ・フロー、当該企業のファイナンスへのアクセス又は資本コスト）に影響を与える（affect）と合理的に見込み得るかどうかの評価は、短期、中期及び長期にわたる影響（effects）を評価することが明らかに必要である。

企業が参照し、適用可能性を考慮することが求められるガイダンスの情報源 — 「SASBスタンダード」における開示トピック

IFRS S1号は、企業に対して、企業の見通しに影響を与える（affect）と合理的に見込み得るサステナビリティ関連のリスク及び機会を識別するために、「SASBスタンダード」の開示トピックを参照し、その適用可能性を考慮することを要求している（IFRS S1号第55項(a)参照）。

「SASBスタンダード」は、特定の産業にあわせて調整されており、企業がビジネス活動に関連するサステナビリティ関連のリスク及び機会を識別するのに役立つ。

「SASBスタンダード」を使用するために、企業は、自社の活動と最も密接に整合する「SASBスタンダード」を識別し、次に、自社の活動に関して識別した「SASBスタンダード」における開示トピックの適用可能性を考慮すべきである（「IFRS S1号に関する付属ガイダンス」IG17項参照）。

例 — サステナビリティ関連のリスク及び機会を識別するための「SASBスタンダード」の参照及び考慮

酪農産業の企業は、「SASBスタンダード」の「食肉、家禽及び乳製品」における開示トピックを参照し、その適用可能性を考慮する。この「SASBスタンダード」における開示トピックの適用可能性を考慮した後、企業は、開示トピックの(1)食品の安全性並びに(2)労働力（workforce）の健康及び安全が、企業の状況に適用可能であると結論付ける場合がある。

したがって、企業は、サステナビリティ関連のリスク及び機会の識別に関する情報をもたらすために、この「SASBスタンダード」における開示トピックを使用する可能性がある。これらの開示トピックを適用して、企業は、自社製品の品質及び安全性を維持できなければ、結果としてコストのかかるリコールにつながり、ブランドのレピュテーションを損なう場合があることを説明する可能性がある。また企業は、そのような失敗が罰金につながり、売上高が減少し、貿易制限の賦課を含む、規制当局による監督が強化される場合があることを説明する可能性がある。

企業は、適用可能な開示トピックごとにこのアプローチを繰り返すことができる。

企業は、「SASBスタンダード」における開示トピックが企業の状況には適用可能でないと結論付ける場合がある。その場合、企業は、一般目的財務報告書において、開示トピックで特定された指標を反映したサステナビリティ関連財務情報を含めることは要求されない¹²。

「SASBスタンダード」の構成

「SASBスタンダード」は、産業別に構成されている。それぞれの「SASBスタンダード」は、特に次の事項を含む。

- 企業が自社のビジネス・モデル及び活動に適用可能である可能性が高い1つ以上の「SASBスタンダード」を識別するのに役立つことを意図した、産業の名称及び説明。産業の名称は、企業が自社が属すると考える産業と正確に整合しない場合がある。これは、産業が地域の慣習に従って分類及び定義されることが多いためである。しかしながら、このような状況であっても、「SASBスタンダード」は、関連するサステナビリティ関連のリスク及び機会を識別するにあたり企業を支援する。
- 特定の産業における企業の活動に関連する具体的なサステナビリティ関連のリスク又は機会を記述する、開示トピック。開示トピック（付属する説明を含む。）は、特定の産業における企業の活動に基づき、具体的なサステナビリティ関連のリスク又は機会を定義する。これには、経営又は不適切な経営が企業の財務上のリスク及びリターンのプロファイルにどのような影響を与える（affect）場合があるのかについての簡潔な説明が含まれる。これらの開示トピックは、企業が、ビジネス・モデル及び活動に基づき、開示のために具体的なサステナビリティ関連のリスク及び機会を一貫した方法で識別するのに役立つことを意図している。

12 「SASBスタンダード」の使用方法についての情報は、<https://www.ifrs.org/content/dam/ifrs/supporting-implementation/ifrs-s1/using-sasb-standards-for-ifrs-s1.pdf>を参照のこと。

企業が参照し、考慮することができるガイダンスの情報源

「SASBスタンダード」における開示トピックを参照し、その適用可能性を考慮する要求事項に加えて、IFRS S1号は、次のガイダンスの情報源を示している（IFRS S1号第55項(b)参照）。企業は、その見通しに影響を与える（affect）と合理的に見込み得るサステナビリティ関連のリスク及び機会を識別するにあたり、これらのガイダンスの情報源を**参照し、考慮することができる**¹³。

1. 「気候開示基準委員会（CDSB）フレームワーク適用ガイダンス」

「生物多様性関連開示のためのCDSBフレームワーク適用ガイダンス」は、土壌肥沃度の低下、作物生産のための授粉の減少、魚類資源の利用可能性の減少など、生物多様性に関連する潜在的な物理的リスクを識別している。

「水関連開示のためのCDSBフレームワーク適用ガイダンス」は、水効率の改善、新製品及びサービスの開発、利害関係者との対話及び協力による生態系の保全及び回復など、水に関連する潜在的な機会を識別している。

2. 主要な利用者に焦点を当てたその他の基準設定主体の文書

例 — サステナビリティ関連のリスク及び機会を識別するための、主要な利用者に焦点を当てた基準設定主体の文書の参照及びその適用可能性の考慮

企業は、その国の基準設定主体が主要な利用者の情報ニーズを満たすために設計された基準の公表に責任を負う法域において事業を営んでいる。基準設定主体は、人的資本関連の開示に関する基準を公表した。IFRS S1号は、企業がサステナビリティ関連のリスク及び機会を識別するにあたり、この基準の適用可能性を考慮することを容認している。

3. 同一の産業又は同一の地理的地域で事業を営む企業によって識別されたサステナビリティ関連のリスク及び機会

例 — 同業他社のサステナビリティ関連のリスク及び機会の参照及びその適用可能性の考慮

「医療機器及び消耗品」産業で事業を営む企業が、最近、「医療品流通」産業で事業を営む企業を買収した。買収企業は、自社のバリュー・チェーンを通じてサステナビリティ関連のリスク及び機会の範囲を再評価する（重大な（significant）事象の発生時に要求される。）一方で、医療品流通産業に広く存在する場合があるサステナビリティ関連のリスク及び機会を考慮する。そのようなリスク及び機会の識別を支援するために、買収企業は、その産業で事業を営む企業のサステナビリティ関連財務開示で識別されたサステナビリティ関連のリスク及び機会を参照する。

13 これらのガイダンスの情報源への参照は、「SASBスタンダード」への参照とは対照的である。これは、企業が「SASBスタンダード」を参照し、考慮することを**要求される**ためである。

企業の見通しに影響を与える（affect）と合理的に見込み得るサステナビリティ関連のリスク及び機会の識別 — プロポーショナルリティのメカニズム

企業は、企業の見通しに影響を与える（affect）と合理的に見込み得るサステナビリティ関連のリスク及び機会を識別するために、IFRS S1号において参照されるガイダンスの情報源を適用する。企業は、これらのサステナビリティ関連のリスク及び機会を識別するために、情報の網羅的な探索を行うことを要求されていない。代わりに、企業は、報告日時点で入手可能なすべての合理的で裏付け可能な情報を用いるが、その情報は過大なコストや労力をかけずに利用可能であることを条件とする（IFRS S1号B6項参照）。合理的で裏付け可能な情報は、次のような内部情報と外部情報の両方である場合がある。

- 企業のリスク・マネジメント・プロセス
- 産業及び同業者グループの経験
- 外部の格付け、レポート及び統計情報
- 企業が次の目的で用いる情報
 - 財務諸表の作成
 - ビジネス・モデルの運用
 - 戦略の設定
 - サステナビリティ関連のリスク及び機会の管理（IFRS S1号B9項参照）

企業の見通しに影響を与える（affect）と合理的に見込み得るサステナビリティ関連のリスク及び機会を識別する際に関連する可能性がある情報は広範にあるため、「報告日時点で企業が過大なコストや労力をかけずに利用可能な、すべての合理的で裏付け可能な情報」を用いることは有用である。すべての合理的で裏付け可能な情報を使用するというこの要求事項は、考慮すべき情報及びそのような情報を入手するために企業が行う取組み（effort）を決定する際に、パラメータを設定し、ガイダンスを提供することを意図している。

この要求事項は、次の事項を明確化する。

- 企業は、裏付けのない又は不合理な情報に基づき、機会（又はリスク）を過大又は過小に記載することを禁止される。
- 企業は、報告日時点（過去の事象、現在の状況及び将来の状況の予想（forecasts）に関する情報を含む。）で有するすべての情報を使用することが要求される。
- すべてのサステナビリティ関連のリスク又は機会を識別するために情報の網羅的な探索を行うことは期待されていない。これは、そのような網羅的な探索は「過大なコストや労力」を表すためである（「IFRS S1号に関する結論の根拠」BC51項参照）。

バリュー・チェーンを通じてのサステナビリティ関連のリスク及び機会の範囲の再評価

企業のバリュー・チェーンに影響を与える（affect）変更が発生する場合がある。適用を容易にするために、企業は、重大な（significant）事象が発生した場合、又は状況に重大な（significant）変化が発生した場合、自社のバリュー・チェーンを通じて影響を受ける（affected）サステナビリティ関連のリスク及び機会の範囲を再評価することを要求されるのみである（IFRS S1号B11項参照）。したがって、企業は、報告日ごとにこの評価を再実施する必要はない。詳細については、この教育的資料の付録Bを参照されたい。

第3章 — 重要性がある（material）情報の識別及び開示

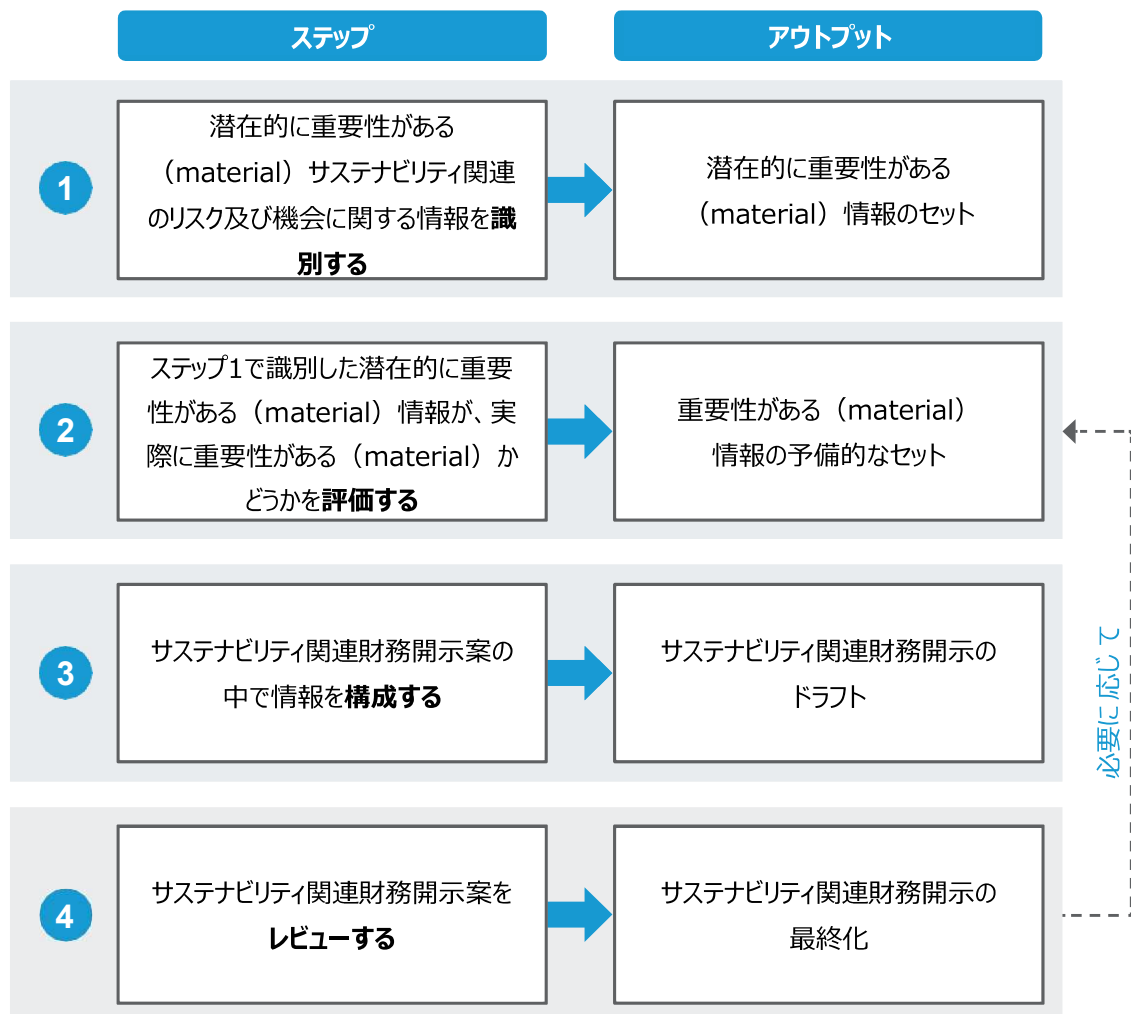
この章は、第1章及び第2章を基礎としている。第1章は、重要性がある（material）情報の定義及びISSB基準におけるその適用を説明している。第2章は、ISSB基準において、「企業の見通しに影響を与える（affect）と合理的に見込み得るサステナビリティ関連のリスク及び機会」が何を意味するのか、及びそのリスク及び機会を識別する方法を説明している。

これらの説明とあわせて、第3章では、企業の見通しに影響を与える（affect）と合理的に見込み得るサステナビリティ関連のリスク及び機会に関して重要性がある（material）情報を識別し開示するために、ISSB基準における要求事項を適用する方法を説明している。

企業は、これらのサステナビリティ関連のリスク及び機会に関して重要性がある（material）情報を識別し、開示するプロセスに従うことが有用であることがわかる場合がある。この章で記述されている4ステップのプロセス及び図3.1の記述は、そのようなプロセスの一例であり、企業が効率的及び効果的に判断を行使することに役立つガイドとしてデザインされている¹⁴。

14 このプロセスの例は、現地の法令の目的による重要性がある（material）情報の評価を記述することを意図していない。企業は、現地の法令を遵守しているかどうかを評価するために、現地の要求事項を参照する。

図3.1 — 企業の見通しに影響を与える（affect）と合理的に見込み得るサステナビリティ関連のリスク及び機会に関して重要性がある（material）情報の識別及び開示



コネクティビティの考慮

この教育的資料では、企業がサステナビリティ関連財務開示を作成するにあたり、情報に重要性がある（material）かどうかを評価するために採用することができるアプローチの例として、4ステップのプロセスを使用している。このアプローチは、IFRS実務記述書第2号「**重要性の判断の行使**」で説明されている「4ステップの重要性（materiality）プロセス」と同様である。

ステップ1 — 潜在的に重要性がある（material）サステナビリティ関連のリスク及び機会に関する情報を識別する

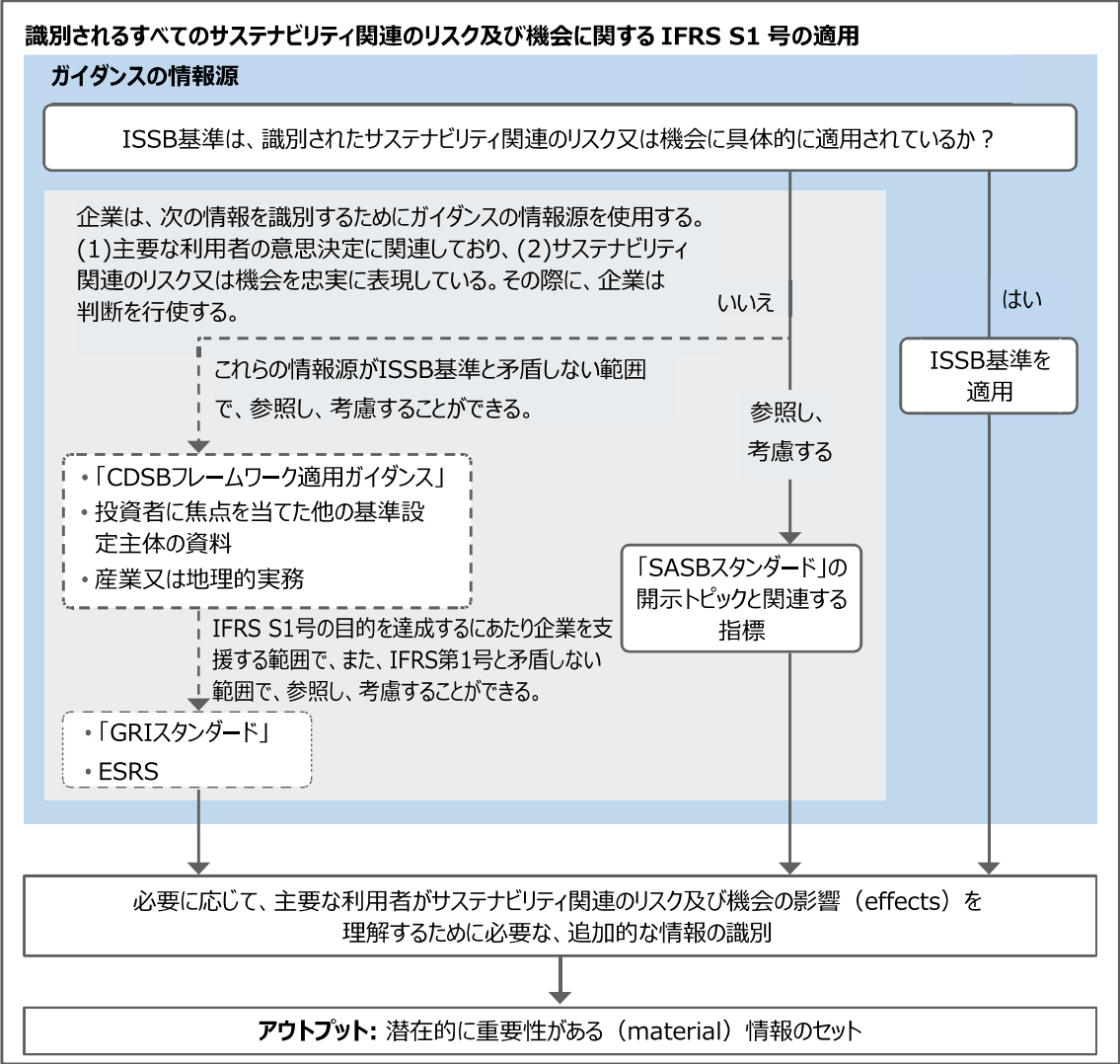
ステップ1では、企業は、主要な利用者が企業への資源の提供に関する意思決定を行うために理解することが必要となる場合がある、サステナビリティ関連のリスク及び機会に関する情報を識別する。

この情報を識別するための出発点として、企業はISSB基準の要求事項を考慮する。基準を開発するにあたり、ISSBは、さまざまな状況下での多種多様な企業に対する主要な利用者のニーズを満たすことが期待される情報を識別している。

さらに、ISSB基準は、主要な利用者が、短期、中期及び長期にわたる企業のキャッシュ・フロー、当該企業のファイナンスへのアクセス及び資本コストにサステナビリティ関連のリスク及び機会の影響（effects）を理解するために情報が必要である場合には、ISSB基準が特定の情報の開示を具体的に要求しない場合であっても、追加的な情報を開示することを要求している（IFRS S1号第15項(b)参照）。

（第2章で説明したとおり、）企業が識別した具体的なサステナビリティ関連のリスク又は機会に適用するISSB基準が存在しない場合、企業は、主要な利用者が企業への資源の提供に関連する意思決定を行うにあたり必要となる場合がある情報を識別するため、代替的なガイダンスの情報源の使用に関する要求事項を適用する（IFRS S1号付録Cを参照するIFRS S1号第57項及び第58項参照）。これらの代替的なガイダンスの情報源は、特定のサステナビリティ関連のリスク又は機会、特定の産業、又は具体的な状況に関連する場合がある指標を含む、情報を特定する。これらは、企業の見通しに影響を与える（affect）と合理的に見込み得る、識別されたサステナビリティ関連のリスク及び機会についての開示要求を識別するにあたり、企業を支援するために利用可能である。このプロセスは、図3.2に示されている。

図3.2 — ステップ1 — 主要な利用者が企業への資源の提供に関する意思決定を行うにあたり理解する必要がある場合がある、企業の見通しに影響を与える（affect）と合理的に見込み得るサステナビリティ関連のリスク及び機会についての情報の識別 — ガイドンスの情報源の利用



ISSB基準の適用

企業が企業の見通しに影響を与える（affect）と合理的に見込み得るサステナビリティ関連のリスク又は機会を識別した場合、IFRS S1号は、企業に対して、当該サステナビリティ関連のリスク又は機会に具体的に適用されるISSB基準を適用することを要求する（IFRS S1号第56項参照）。例えば、企業が企業の見通しに影響を与える（affect）と合理的に見込み得る気候関連のリスク又は機会を識別した場合、企業はIFRS S1号とあわせてIFRS S2号を適用する。

企業はIFRS S1号と同時にIFRS S2号を適用しなければならない。例えば、提供する気候関連の情報の分解について、要求された程度を決定するにあたり、企業はIFRS S1号の関連する要求事項を参照することになる。

サステナビリティ関連のリスク又は機会に具体的に適用されるISSB基準の開示要求は、企業の状況に照らして、その情報に重要性がある（material）場合、企業が提供を要求される情報の項目を特定する。この情報は、ISSBが、主要な利用者が企業への資源の提供に関する意思決定を行うにあたり有用となる可能性が高いと識別した情報を示す。企業は、ISSB基準により要求される情報に重要性がない（not material）と決定した場合、その情報を開示する必要はない（IFRS S1号B25項参照）。企業は、サステナビリティ関連のリスク又は機会が企業の見通しに与える影響（effects）を主要な利用者が理解できるようにするために、ISSB基準で特定されていない追加的な情報が必要であるかどうかを決定しなければならない（IFRS S1号B26項参照）。

IFRS S1号は、識別されたサステナビリティ関連のリスク又は機会に具体的に適用されるISSB基準が存在しない場合、次の情報を識別するために、企業に対して判断を行使することを要求する。

- 主要な利用者の意思決定に**関連性がある**情報
- そのサステナビリティ関連のリスク又は機会を**忠実に表現する**情報（IFRS S1号第57項参照）

このような判断を行使するにあたり、企業は、主要な利用者にとってどのような情報が有用であるかを評価する必要がある。

情報に関連性があり、識別されたリスク又は機会を忠実に表現しているかどうかを企業が評価するのを支援するため、IFRS S1号は、関連性があり、結果として潜在的に重要性がある（material）情報を識別するためのガイダンスの情報源を特定する。

企業が、参照し、考慮することが要求されるガイダンスの情報源 — 「SASBスタンダード」に含まれる開示トピックに関連する指標の適用可能性

それぞれの産業は、その産業に典型的なサステナビリティ関連のリスク及び機会に直面している。IFRS S1号は、企業のサステナビリティ関連のリスク及び機会に関連する産業別の指標、すなわち、特定のビジネス・モデル、活動、又は産業への参加を特徴付ける（characterise）他の共通の特徴（features）に関連する指標の開示を企業に要求する（IFRS S1号第48項参照）。

「SASBスタンダード」は、産業固有の開示要求を特定することで、関連する産業固有の情報を識別することを支援する。したがって、「SASBスタンダード」は、特に、主要な利用者の情報ニーズを満たすことに焦点を当てたサステナビリティ関連財務開示を過去に報告したことがない企業にとって特に有用であることが見込まれる（「IFRS S1号に関する結論の根拠」BC125項）。

産業別の指標の開示にあたり、IFRS S1号は、企業に対して、「SASBスタンダード」に含まれる開示トピックに関連する指標を参照し、その適用可能性を考慮することを要求する。

例 — 重要性がある（material）情報を識別するための「SASBスタンダード」の利用

食肉、家禽及び乳製品産業で事業を営むある企業は、「SASBスタンダード」から2つの開示トピックを識別し、「SASBスタンダード」の「食肉、家禽及び乳製品」のトピックの一環として含まれる、次の指標などを参照し、その適用可能性を考慮することになる。

- 食品の安全性
 - FB-MP-250a.1 — 「世界食品安全イニシアチブ」（GFSI）による監査(1)不適合率並びに(2)(a)主要な不適合及び(b)軽微な不適合の関連する是正措置率
 - FB-MP-250a.2 — 「世界食品安全イニシアチブ」（GFSI）認定の食品安全認証プログラムに認証されたサプライヤー施設の割合
 - FB-MP-250a.3 — (1)公表されたリコールの数及び(2)リコールされた製品の総重量
 - FB-MP-250a.4 — 企業の製品の輸入を禁止している市場についての説明
- 労働力（workforce）の健康及び安全
 - FB-MP-320a.1 — (a)直接従業員及び(b)契約社員についての(1)総記録災害度数率（TRIR）及び(2)死亡率
 - FB-MP-320a.2 — 急性及び慢性の呼吸器の健康状態を評価し、モニタリングし、緩和するための取組み（efforts）の記述

企業は、「SASBスタンダード」で特定された指標が、企業の状況に照らして適用されないと結論付ける場合があるが、その場合、サステナビリティ関連財務開示に当該情報を含める必要はない（「IFRS S1号に関する付属ガイダンス」IG20項参照）。

企業が参照し、考慮することができるガイダンスの情報源

IFRS S1号はまた、関連する開示の作成を支援するために、これらの情報源がISSB基準と矛盾しない範囲で、次のガイダンスの情報源を参照し、その適用可能性を考慮することができるとしている。

- 「CDSBフレームワーク適用ガイダンス」
- ISSB以外の**主要な利用者に焦点を当てた基準設定主体**により開発された文書
- **同じ産業又は地理的地域**において事業を営む企業によって開示された情報（指標を含む。）（IFRS S1号58項(b)参照）

特定の状況において用いることができるガイダンスの情報源

企業が、報告すべきサステナビリティ関連のリスク及び機会を識別する際に、関連する開示を作成するため、次の範囲で、「GRIスタンダード」及びESRSを参照し、その適用可能性を考慮することができる。

- これらの情報源が、主要な利用者にとって有用なサステナビリティ関連のリスク及び機会に関する情報を開示するというIFRS S1号の目的を達成するにあたり、企業を支援する。
- これらの情報源がISSB基準と矛盾しない（IFRS S1号C2項参照）。

例 — サステナビリティ関連の機会について開示すべき情報を識別するための、「GRIスタンダード」の参照及びその適用可能性の考慮

テクノロジー産業で事業を営むある企業は、企業のビジネス・モデルを運営するため、高度なスキルを有する従業員に依存している。関連する「SASBスタンダード」を参照し、考慮した結果、企業の見通しに影響を与える（affect）と合理的に見込み得るサステナビリティ関連の機会として、「従業員採用、包摂性及びパフォーマンス」を識別した。

このサステナビリティ関連の機会に具体的に適用する「IFRSサステナビリティ開示基準」が存在しない場合、関連する「SASBスタンダード」の当該開示トピックに関連する指標を参照し、考慮することに加え、企業は、サステナビリティ関連の機会に関する開示を作成するため、「GRIスタンダード」を参照し、その適用可能性を考慮することを決定する。

企業は、「GRI 404 **研修と教育 2016**」を参照し、2つの開示が主要な利用者にとって有用な情報を提供することになると決定する。

- 開示事項 404-1 **従業員1人あたりの年間平均研修時間** 企業は、当該情報に重要性がある（material）場合があると結論付ける。また、当該開示がIFRS S1号の目的を達成するのに役立ち、ISSB基準と矛盾しないと結論付ける。なお、企業がサステナビリティ関連財務開示で当該情報を開示する場合、開示の作成にあたり適用した、具体的な「GRIスタンダード」を開示することが要求される（IFRS S1号第59項）。
- 開示事項 404-3 **業績とキャリア開発に関して定期的なレビューを受けている従業員の割合** 企業は、当該情報に重要性がない（not material）ため、サステナビリティ関連財務開示に当該情報を含めないと結論付ける。

ステップ1のアウトプットは、潜在的に重要性がある（material）情報のセットである。

ステップ2 — ステップ1で識別した潜在的に重要性がある（material）情報が、重要性がある（material）かどうかを評価する

ステップ2では、ステップ1で識別された潜在的に重要性がある（material）情報に、実際に重要性がある（material）かどうかを評価する。この評価は、企業に対して、企業の事実及び状況を考慮して判断を使用することを要求する。

このステップは、企業が重要性（materiality）の判断を行うにあたり、何を考慮するかを説明する。これには、次のことをどのように考慮したかなど、**重要性（materiality）の判断**を行う際に遭遇する場合がある質問を含む。

- 定性的及び定量的な要因
- 結果（outcome）が不確実な、将来起こり得る事象
- 状況及び仮定の変化

重要性（Materiality）の判断

第1章では、重要性がある（material）情報の定義を説明している。また、情報に重要性がある（material）かどうかの評価にあたり、企業は、その情報を省略したり、誤表示したり、不明瞭にしたりしたときに、当該情報が企業への資源の提供に関する主要な利用者の意思決定に影響を与える（influence）と合理的に見込み得るかどうかを考慮すると説明している。

重要性（materiality）の判断は企業に固有のものである。ISSB基準は、重要性がある（material）情報の量的閾値を特定することや、特定の状況においてどの情報が重要性がある（material）ものとなり得るかを前もって決定することはしていない（IFRS S1号B19項参照）。

重要性（materiality）の判断を行う場合、企業は、主要な利用者の意思決定に十分に影響を与える（influence）ほどに、その情報の項目が、企業への将来の正味キャッシュ・インフローの金額、時期及び不確実性に関する主要な利用者の評価、並びに企業の経済的資源に係る受託責任に関する主要な利用者の評価に影響を与える（affect）と合理的に見込み得るかどうかを考慮する（IFRS S1号B15項参照）。

情報が主要な利用者の意思決定に影響を与える（influence）可能性が高いかどうかを評価するにあたり、企業は、定量的要因及び定性的要因の両方を考慮することが要求される。例えば、企業は、当該企業に対するサステナビリティ関連のリスク又は機会の影響（effect）の規模及び性質を考慮する場合がある（IFRS S1号B21項参照）。

定量的要因の考慮

企業は通常、他の関連する測定値に対する、サステナビリティ関連のリスク又は機会の影響（effect）の規模を考慮することによって、その情報に、定量的に重要性がある（material）かどうかを評価する。企業は、サステナビリティ関連のリスク又は機会についての情報が、企業への資源の提供についての主要な利用者の意思決定に影響を与える（influence）と合理的に見込み得る規模の影響（effect）であるかどうかを評価する必要がある。定量的要因の例として、キャッシュ・フローへの影響（impact）、資源消費量、投資利益率又は市場シェアが含まれる場合がある。

企業がこの定量的な評価を行う測定値の識別は、判断の領域である。その判断は、サステナビリティ関連のリスク又は機会に関連する測定値、及び企業の一般目的財務報告書の主要な利用者に関連する情報に依存する。例えば、次のような場合である。

- ・ 従業員グループに影響を与える（affecting）サステナビリティ関連のリスクについて、情報の重要性（materiality）を考慮するにあたり、従業員の総数に対する影響を受ける（affected）従業員数を考慮する場合がある。
- ・ 温室効果ガス（GHG）排出の「スコープ3」の特定のカテゴリーについて、情報の重要性（materiality）を考慮する際に、GHG排出の「スコープ3」の他のカテゴリーに関連するGHG排出、又はGHG排出の「スコープ3」合計など、企業のGHGフットプリントの他の側面との相対的な排出量の規模を考慮する場合がある。

定量的要因は、定量的情報（GHG排出など）と定性的情報（特定のサステナビリティ関連のリスクに対する企業のレジリエンスに関する定性的情報など）の両方の重要性（materiality）の評価に用いることができる。例えば、企業の戦略及びビジネス・モデルのレジリエンスに関する情報は、将来キャッシュ・フローの金額、時期及び不確実性に与える潜在的影響（effect）が大きいサステナビリティ関連のリスクに関して、将来キャッシュ・フローに与える潜在的影響（effect）が小さいリスクに関する情報よりも、重要性がある（material）可能性が高い。

定性的要因の考慮

企業が重要性（materiality）の判断を行うにあたり考慮する定性的要因は、政府などの企業の実態、及び最終的にサステナビリティ関連のリスク又は機会を生じさせる、企業のバリュー・チェーンを通じた利害関係者、社会、経済及び自然環境の相互作用である。これらの要因が存在する場合、その情報は、企業の一般目的財務報告書の主要な利用者の意思決定に影響を与える（influence）可能性がより高くなる。定性的要因が存在するだけで、その情報に必ずしも重要性がある（material）となるわけではないが、その情報に対する主要な利用者の関心を高める可能性が高い。しかし、その性質上、ISSB基準で要求されるいくつかの情報は、定性的要因が存在することにより、重要性がある（material）可能性が高い。例えば、企業が、気候リスクのトピックを管理するためのガバナンス機能をどのように構築しているかに関する情報は、その性質上、企業の見通しに影響を与える（affect）と合理的に見込み得る気候関連のリスクにさらされるすべての企業にとって、重要性がある（material）可能性が高い。

重要性（materiality）の判断を行うにあたり、企業は、企業固有の定性的要因及び外部の定性的要因の両方を考慮する。実務上、企業は、これらをあわせて考慮する必要がある場合がある。表3.1は、企業固有の定性的要因及び外部の定性的要因のいくつかを紹介しているが、網羅的なリストを提供するものではない。

表3.1 — 企業固有の定性的要因及び外部の定性的要因の例

企業固有の定性的要因	外部の定性的要因
例: - リスク又は機会の性質 - 企業のビジネス・モデル及び戦略が、特定の資源又は関係、例えば、重要な（important）サプライヤー又は顧客に依存する程度 - 予期しない差異又はトレンドの変化 状況によっては、企業は、例えば、サステナビリティ関連財務開示で提供された前期数値との予期しない差異のために、定量的には重要性がない（immaterial）数値に重要性がある（material）と決定する場合がある。	例: - 企業の地理的な場所 - 企業の産業又はセクター - 経済の状態又は企業が事業を営む経済圏 同じ産業又は地域で事業を営む企業は、多数の外部の定性的要因を共有している場合がある。 外部の定性的要因は、時間の経過とともに一定のままである可能性もあれば、変化する可能性もある。 リスク又は機会へのエクスポージャーの欠如も主要な利用者の意思決定に影響を与える（influence）と合理的に見込み得る。すなわち、企業が、同業他社がさらされるリスク又は機会にさらされていない場合、その特定のリスク又は機会へのエクスポージャーの欠如に関する情報は、重要性がある（material）可能性がある。

例 — 定量的要因の考慮

包装製品を製造しているある企業は、原材料（木材）のサプライヤーの大部分（significant portion）が、最近森林破壊活動が増加していると政府当局が報告した法域に所在している。政府は、森林破壊活動を抑制するための規制を義務付ける計画である。

定性的には、政府の新たな規制に関する情報は、企業のキャッシュ・フローに影響を与える（affect）と合理的に見込み得るため、重要性がある（material）情報となる場合がある。

定量的要因及び定性的要因の考慮

企業は、1つ以上の定量的要因又は定性的要因に基づいて、情報に重要性がある（material）と識別する可能性がある。一般的に、特定のサステナビリティ関連のリスク又は機会に適用する要因が多いほど、又はこれらの要因の考えられる影響（effect）が重大な（significant）ほど、そのリスク又は機会に関する情報に重要性がある（material）可能性が高い。

そのような要因にヒエラルキーはなく、定量的要因も、定性的要因も、他方より重要である（important）ということはない。企業は、定量的要因及び定性的要因の両方を考慮して、情報の重要性（materiality）を評価するため、純粋に数値的なガイドラインに依拠したり、すべての重要性（materiality）の判断に一律の定量的な閾値を適用したりすることは適切ではない。

企業は、すべての重要性（materiality）の判断について定量的評価又は定性的評価のみに依拠することはできないが、まず定量的視点又は定性的視点から、特定の情報を評価することが適切である場合がある。例えば、次のとおりである。

- **まず定量的視点から情報を評価することは**、情報の規模のみに基づきその情報に重要性がある（material）と結論付ける場合、効率的なアプローチとなる可能性がある。企業が、この定量的な閾値（規模を評価する際に用いられる測定値の1つの具体的な程度、比率又は数値）に基づき、その情報に重要性がある（material）と結論付ける場合、企業は、他の要因を用いてその情報を評価する必要がない場合がある。
- **まず定性的視点から情報を評価することは**、主要な利用者のトピックに対する関心のみに基づきその情報に重要性がある（material）と結論付ける場合、効率的なアプローチとなる可能性がある。企業が、この定性的な閾値に基づき、（例えば、主要な利用者にとってそのトピックの重要さ（importance）に鑑み、）その情報に重要性がある（material）と結論付ける場合、企業は、他の要因を用いてその情報を評価する必要がない場合がある。

企業は、情報に重要性がある（material）かどうかを判断するにあたり、定量的要因及び定性的要因の両方を考慮するため、定性的要因の存在は、定量的な評価の閾値を低くする可能性が高い。定性的要因が重大な（significant）ほど、より低い定量的な閾値が適用される可能性がより高くなる。しかし、定性的要因の存在にかかわらず、その影響（effect）が非常に小さく、主要な利用者の意思決定に影響を与える（influence）と合理的に見込み得ないことから、企業は、その情報に重要性がない（not material）と決定する場合がある。

状況によっては、情報が主要な利用者の意思決定に影響を与える（influence）と合理的に見込み得るため、定量的な閾値をゼロに下げる可能性があるが、それでもなおその情報に重要性がある（material）ことになる。例えば、サステナビリティ関連のリスク又は機会に関する情報の具体的な種類は、主要な利用者によって厳しく精査される場合がある。

誤解を避けるために記すと、企業は、重要性（materiality）の判断を行うために、企業の将来キャッシュ・フローに対する定性的要因又は定量的要因の影響（effects）をモデル化することは要求されない。

結果（outcomes）が不確実な、将来起こり得る事象の考慮

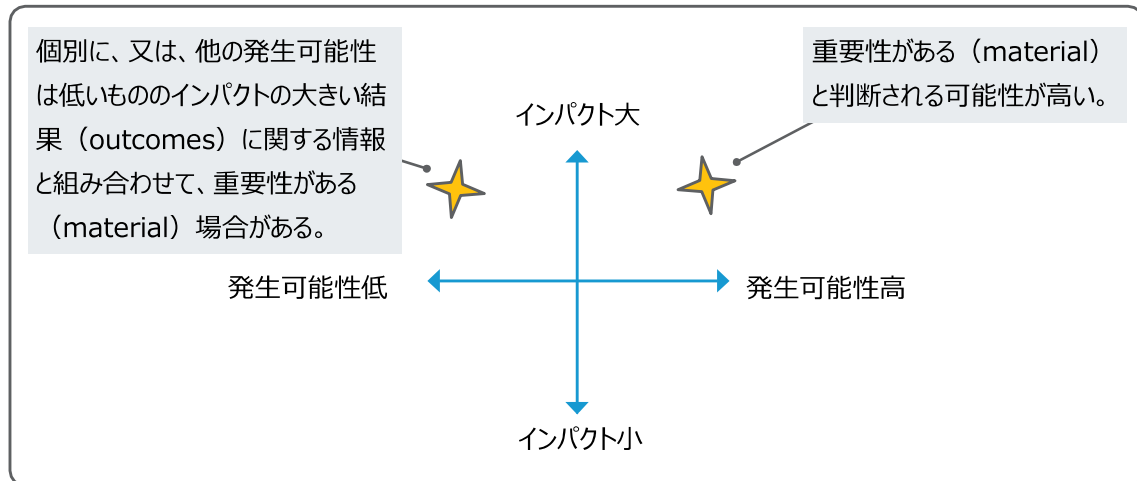
場合によっては、ISSB基準は、企業がその結果（outcome）を知らない、将来起こり得る事象（「結果（outcomes）が不確実な、将来起こり得る事象」という。）に関する情報を開示することを企業に要求する。このような事象に関する情報に重要性がある（material）かどうかを評価するにあたり、IFRS S1号は企業に対して、考えられる結果（outcomes）の範囲及びその範囲内での考えられる結果（outcomes）の発生可能性を考慮することを要求する（IFRS S1号B22項参照）。

この文脈において、「考えられる結果（outcome）」とは、短期、中期及び長期にわたり、企業の将来キャッシュ・フローの金額、時期及び不確実性に与える、その事象の潜在的な影響（effects）をいう。考えられる結果（outcomes）を考慮するにあたり、企業は、すべての関連する事実及び状況を考慮することが要求される（IFRS S1号B22項(a)及びB23項参照）。

潜在的な影響（effects）が重大であり（significant）、その事象が発生する可能性が高い場合、企業は、将来起こり得る事象に関する情報に重要性がある（material）と結論付ける可能性が高い。しかし、IFRS S1号は、企業に対して、発生可能性は低いもののインパクトの大きい結果（outcomes）に関する

情報が、個別に、又は、他の発生可能性は低いもののインパクトの大きい結果（outcomes）に関する情報と組み合わせて、重要性がある（material）場合があるかどうかを考慮することを要求する（図3.3参照）（IFRS S1号B23項参照）。

図3.3 — 将来起こり得る事象に関する情報の重要性（materiality）の評価



例 — 集約されたサステナビリティ関連のリスクに関する重要性がある（Material）情報

企業は、複数のサステナビリティ関連のリスクにさらされている場合があり、それぞれのリスクは、企業のサプライ・チェーンの混乱など、同じ種類の混乱を引き起こす可能性がある。

個々のリスクの源泉に関する情報は、その源泉により混乱が発生する可能性が非常に低い場合、重要性がない（not material）場合がある。しかし、集約されたリスク（すべての源泉からのサプライ・チェーンの混乱リスク）に関する情報は、重要性がある（material）場合がある。

将来の何年も先の企業のキャッシュ・フローに影響を与える（affect）ことが見込まれる将来起こり得る事象に関する情報は、より早くに発生すると見込まれる、同様の影響（effects）を伴う将来起こり得る事象に関する情報よりも、重要性がある（material）可能性は低い。ただし、情報によっては、将来の事象の潜在的な影響（effects）の規模又はその事象の発生時期に関係なく、情報項目が主要な利用者の意思決定に影響を与える（influence）と合理的に見込み得ることがある（IFRS S1号B24項参照）。

状況及び仮定の変化の考慮

企業は状況及び仮定の変化を考慮し、各報告日時点で新たな重要性（materiality）の判断を行うか、又は過去の重要性（materiality）の判断を再評価する（IFRS S1号B28項参照）。このような変化は、企業の個別の状況又は外部環境の変化に関連することがある。例えば、新たな法域に事業を拡大することにより、企業の状況は変化する場合があるため、企業の重要性（materiality）の判断は、これらの新たな法域における事業を考慮に入れる。

状況及び仮定の変化により、過去の期間のサステナビリティ関連財務開示に含まれていた一部の情報に、もはや重要性がない（no longer be material）場合がある。逆に、過去に開示されていなかった一部の情報に、重要性がある（material）ようになる場合がある。例えば、企業の外部環境における予期せぬ変化（新技術の出現）により、サステナビリティ関連のリスク又は機会に関する追加的な情報に重要性がある（material）ようになる場合がある。

企業は、このような変化を考慮するため、各報告日時点で重要性（materiality）の判断を再評価することが要求される。企業は、サステナビリティ関連のリスク及び機会を識別し、報告日時点の事実及び状況に基づき、それらのサステナビリティ関連のリスク又は機会に関する重要性がある（material）情報を提供する。これには、将来予測的な情報が含まれる。企業が、長期的に影響（consequences）を有する場合があるサステナビリティ関連のリスク又は機会にさらされている場合、企業は、このサステナビリティ関連のリスク又は機会に関する重要性がある（material）情報を開示することになる。例えば、報告日時点で、将来、気候関連の法制が変更される潜在的な可能性があると予想される場合、その法制の変更の影響（consequences）が将来にしか出現しないとしても、この長期的なリスクに関する情報は、重要性がある（material）場合がある。

例一 重要性（materiality）の判断の行使

企業は、主要な利用者の意思決定に影響を与える（influence）と合理的に見込み得る情報について、その時点での評価に基づき、各報告日時点で重要性（materiality）の判断を行う。これは、例えば次のような場合である。

- ・ 過去にサステナビリティ関連のリスクに関する情報に重要性がない（not material）と評価し結論付けていたが、当年度の報告日時点で、そのサステナビリティ関連のリスクが企業の見通しに影響を与える（affect）と合理的に見込み得ると評価し結論付ける場合、企業は、その事項に関する重要性がある（material）情報を提供することが要求されることになる。
- ・ 効果的に管理されていると評価し結論付けたサステナビリティ関連のリスクに関する情報を有しているが、主要な利用者が異なる見方をする場合があると結論付ける場合、そのリスクに関する情報には重要性がある（material）場合がある。
- ・ 効果的に管理されていると評価し結論付けたサステナビリティ関連のリスクに関する情報を有しているが、主要な利用者が企業の緩和活動を認知していない場合があると合理的に結論付ける場合、そのリスクに関する情報には重要性がある（material）場合がある。
- ・ 主要な利用者が懸念として識別していないサステナビリティ関連のリスクに関する情報を有している場合であっても、その情報が主要な利用者の意思決定に影響を与える（influence）と合理的に見込み得る場合は、その情報には依然として重要性がある（material）場合がある。例えば、その情報が、企業がサステナビリティ関連のリスクにさらされているかどうかに関する主要な利用者の誤解を解決することになる場合、その情報が主要な利用者の意思決定に影響を与える（influence）と合理的に見込み得るのであれば、その情報には重要性がある（material）場合がある。
- ・ サステナビリティ関連のリスク又は機会に関するサステナビリティ関連の目標（target）を達成する意図を公表しているが、その目標（target）を達成するための計画をまだ策定していない場合、その情報には重要性がある（material）場合がある。

ステップ2のアウトプットは、重要性がある（material）情報の予備的なセットである。

ステップ3 — サステナビリティ関連財務開示案の中で情報を構成する

ステップ3では、主要な利用者に明瞭かつ簡潔に情報を伝達する方法で、サステナビリティ関連財務開示案の中で重要性がある（material）情報の予備的なセットを構成する。例えば、サステナビリティ関連財務開示は、次のようにすべきである。

- 企業に固有ではない一般的な（generic）情報（「ボイラープレート」と呼ばれることがある。）を避ける。
- 一般目的財務報告書における情報の重複（関連する財務諸表においても提供される情報との不必要な重複を含む。）を避ける。
- 明瞭な言葉遣い、並びに、明瞭に構成された文及び段落を用いる（IFRS S1号D26項参照）。

企業は、情報を明瞭かつ簡潔に伝達する方法を決定するにあたり、判断の行使を行う。このステップでは、重要性がある（material）情報を構成するにあたり、企業が行使する判断に関連するいくつかの要求事項を説明する。これには次に関連するものを含む。

- **情報の集約及び分解**
- **不明瞭な情報**
- **重要性がある（material）情報の開示**

また、このステップでは、ISSB基準と法令との相互作用及びに機会に関する商業上の機密情報の開示に関連する、ISSB基準におけるその他の要求事項について説明する。

情報の集約及び分解

企業は、すべての事実及び状況を考慮し、サステナビリティ関連財務開示において情報をどのように集約及び分解するかを決定することが要求される。重要性がある（material）情報を重要性がない（immaterial）情報で不明瞭にしたり、類似していない重要性がある（material）情報項目を集約したりすることによって、サステナビリティ関連財務開示の理解可能性を低下させることはできない（IFRS S1号B29項参照）。

企業は、情報を集約することにより重要性がある（material）情報が不明瞭になる場合は、情報を集約することができない。情報は、情報項目が共有する特性を有している場合は集約することが要求され、情報項目が共有する特性を有していない場合は集約することができない。企業は、サステナビリティ関連のリスク及び機会に関する情報を、分解する必要がある場合がある。例えば、重要性がある（material）情報が不明瞭にならないことを確実にするために、企業は、地政学的な環境を考慮して地理的な場所によって情報を分解し、又は豊富な源泉から取水される水と水ストレス下にある地域から取水される水とを区別する場合がある（IFRS S1号B30項参照）。

不明瞭な情報

第1章で説明したように、IFRS S1号は、企業がサステナビリティ関連財務開示を明瞭に識別し、これらの開示を他の情報と区別することを求めている。企業は、重要性がある（material）情報を不明瞭にすることはできない。情報を省略したり、誤表示したりするのと同様の影響（effect）を主要な利用者に与えるような方法で情報が伝達される場合、その情報は不明瞭になる（IFRS S1号B27項参照）。

重要性がある（material）情報が不明瞭となる場合がある状況には、次のようなものが含まれる。

- 重要性がある（material）情報を、重要性がない（not material）追加的な情報と明瞭に区別していない。
- 重要性がある（material）情報をサステナビリティ関連財務開示においてを開示しているが、あいまい又は不明確な言葉遣いを使用している。
- サステナビリティ関連のリスク又は機会に関する重要性がある（material）情報を、サステナビリティ関連財務開示全体に散らばらせている。
- 類似していない情報項目を不適切に集約している。
- 類似した情報項目を不適切に分解している。
- 主要な利用者がどの情報に重要性がある（material）のかを識別できないほどに、重要性がある（material）情報を重要性がない（immaterial）情報の中に隠すことによって、サステナビリティ関連財務開示の理解可能性を低下させている（IFRS S1号B27項参照）。

相互運用可能性の考慮事項

ISSB基準と同時にESRS及び「GRISTANDARD」などの他のサステナビリティ関連の基準を適用する企業は、主要な利用者にとって重要性がある（material）情報を、より幅広い利害関係者を意図した他の情報で不明瞭にしてはならない。

重要性がある（material）情報の開示

サステナビリティ関連のリスク又は機会が企業の見通しに与える影響（effects）を主要な利用者が理解できるようにするために必要な特定の情報に重要性がある（material）と結論付けた場合、ISSB基準により具体的に要求されているかどうかにかかわらず、ISSB基準は、企業が当該情報を開示することを要求する（IFRS S1号B26項参照）。

例えば、IFRS S1号の目的は、主要な利用者にとって有用な、企業のサステナビリティ関連のリスク及び機会に関する情報を開示することを企業に要求することである。しかしながら、第2章で説明したように、資源及び関係に対する企業の依存関係及びインパクトは、サステナビリティ関連のリスク及び機会を生じさせる（IFRS S1号第2項参照）。

したがって、企業の見通しに影響を与える（affect）と合理的に見込み得るサステナビリティ関連のリスク及び機会を主要な利用者が理解できるようにするために、依存関係及びインパクトの両方に関する情報が必要となる可能性がある。企業は、他の種類の情報について判断するのと同じ方法で、当該情報に重要性がある（material）かどうかを判断する。すなわち、情報が主要な利用者の意思決定に影響を与える（influence）と合理的に見込み得るかどうかに関する予想（expectation）に基づいて判断する。

相互運用可能性の考慮

- ERSでは、インパクト・マテリアリティの評価は、企業が人々又は環境にどのようなインパクトを与えるのかを考慮する。「GRIスタンダード」では、企業が経済、環境及び人々（人権へのインパクトを含む。）にどのようなインパクトを与えるのかを考慮する。これは、「インサイドアウトの視点」ということがある。
- ISSB基準を「アウトサイドイン」と記述することは不完全であり、したがって、正しくない記述である。企業の活動が資源及び関係（人々及び環境を含む。）に与える影響（effect）は、企業の見通しに影響を与える（affect）と合理的に見込み得るサステナビリティ関連のリスク及び機会を生じさせる場合があり、したがって、ISSB基準を適用する際に関連性がある。

逆に、ISSB基準が具体的な情報の開示を要求している場合であっても、その情報に重要性がない（not material）場合、これを開示することは要求されない（IFRS S1号B25項参照）。

その他の考慮事項 — ISSB基準と法令との相互作用及び商業上の機密情報

サステナビリティ関連財務開示を提供するにあたり、ISSB基準への準拠を表明するためには、企業は、重要性がある（material）情報に関連する要求事項を含め、ISSB基準のすべての要求事項を適用しなければならない。ただし、次のような例外を含む。

- 地域の法令が、サステナビリティ関連財務開示において企業がどのような情報を提供するかに影響を与える（affect）要求事項を特定している場合（この教育的資料の付録C参照）
- 企業が、サステナビリティ関連の機会に関する情報が商業上の機密情報であると評価した場合、IFRS S1号に示す限定的な状況において、サステナビリティ関連財務開示から当該情報を省略することが容認される。そのような省略は、ISSB基準によって開示することが要求され、当該情報に重要性がある（material）場合であっても容認される。IFRS S1号は、企業が当該免除を用いたことを開示することを要求する（IFRS S1号B34項からB37項）。

ステップ3のアウトプットは、サステナビリティ関連財務開示案である。

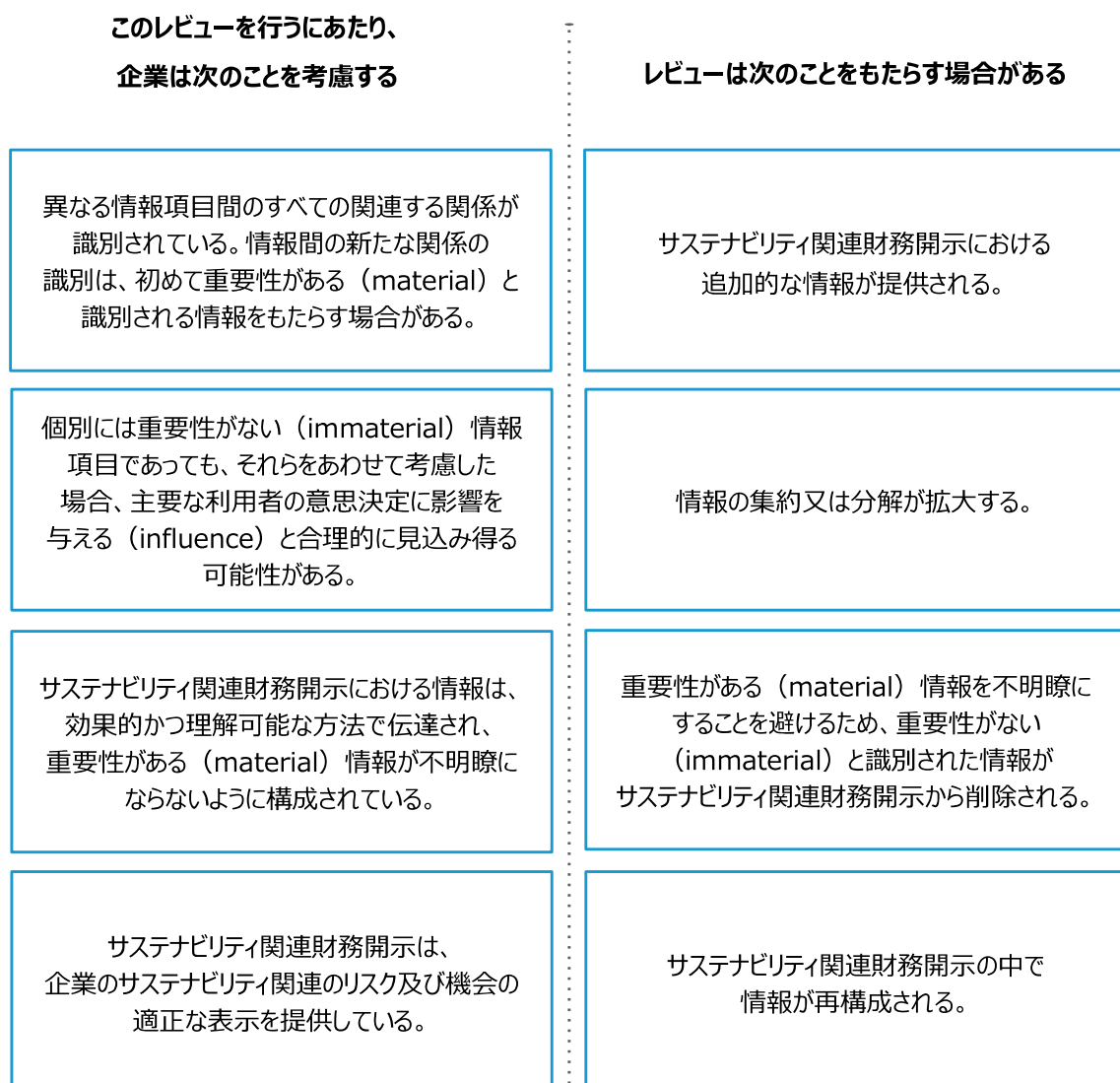
ステップ4 — サステナビリティ関連財務開示案をレビューする

ステップ4では、企業は、サステナビリティ関連財務開示全体の文脈において、情報が個別にも他の情報と組み合わせても重要性がある（material）かどうかを評価する。例えば、それ自身では重要性がない（not material）情報であると企業が判断した場合でも、完全な1組のサステナビリティ関連財務開示において、他の情報と組み合わせて考慮した場合には重要性がある（material）場合がある。

企業は、ステップ3のサステナビリティ関連財務開示案を用いて、サステナビリティ関連財務開示を作成する。ステップ4では、企業は「ステップ・バック」し、サステナビリティ関連財務開示を全体として考慮する。例えば、企業はステップ・バックし、主要な利用者が、サステナビリティ関連財務開示の開示と一般目的財務報告書の一部である他の開示とのつながりを理解するかどうかなど、つながりのある情報に関連する要求事項に準拠しているかどうかを考慮する場合がある（IFRS S1号第21項から第24項）。

企業が行う場合があるそのような考慮及びその結果生じる変更の概要を図3.4に示す。

図3.4 — すべての重要性がある（material）情報が識別されているかどうかを決定するためにサステナビリティ関連財務開示案をレビューする



ステップ4のレビューにより、ステップ2での評価を再考慮し、サステナビリティ関連財務開示案に表示されている一部の情報を再評価することを決定する場合がある。情報を再評価した結果、企業は、過去に重要性がある（material）と識別していた情報について、実際には重要性がない（immaterial）と結論付け、サステナビリティ関連財務開示から削除する場合がある。

ステップ4のアウトプットは、最終的なサステナビリティ関連財務開示である。

付 録

付録A

気候関連のリスク及び機会を識別するためのIFRS S2号の使用

IFRS S2号及び関連する資料には、企業が気候関連のリスク及び機会を識別するのを支援する要求事項、ガイダンス及び例が含まれる（表A.1参照）。

表A.1 — サステナビリティ関連のリスク及び機会を識別するためのIFRS S2号及び関連する資料の適用例

トピック	ISSB資料の場所	抜粋	気候関連のリスク及び機会を識別するにあたっての考慮事項
気候関連の物理的リスク（急性及び慢性）	IFRS S2号の付録A	気候変動からもたらされるリスクで、事象を契機とすることがあるもの（急性の物理的リスク）又は気候パターンの長期的な変化によるもの（慢性の物理的リスク）。急性の物理的リスクは、嵐、洪水、干ばつ又は熱波などの気象関連の事象から生じ、深刻さ及び頻度が増大しているものである。慢性の物理的リスクは、海面上昇、水の利用可能性の低下、生物多様性の喪失及び土壌の生産性の変化をもたらす可能性がある降水量及び気温の変化を含む気候パターンの長期的な変化から生じる。 これらのリスクは、資産への直接的な損害又はサプライ・チェーンの混乱による間接的な影響（effects）の結果として生じるコストなど、企業に財務的影響（implications）を与える可能性がある。また、企業の財務業績は、水の利用可能性、調達及び品質の変化により影響を受ける（affected）可能性があり、また、企業の施設、事業、サプライ・チェーン、輸送ニーズ並びに従業員の健康及び安全に影響を与える（affecting）極端な気温の変化によっても影響を受ける（affected）可能性がある。	企業は、これらの気候関連事象が、企業が依存する資源及び関係に影響を与える（affect）可能性があるかどうか、また影響を与える可能性がある場合、どのように影響を与えるか、及びその影響（effects）が企業の見通しに影響を与える（affect）と合理的に見込み得る気候関連リスクを生じさせるかどうかを考慮する。資源への影響（effects）の例には、事業の中断又は資産の修理の必要性を通じて、将来のキャッシュ・フローに影響を与える（affect）可能性がある製造資産への損害が含まれる場合がある。
	「IFRS S2号に関する結論の根拠」BC19項	例えば、極端な気温又は激しい嵐は、企業の施設、事業、サプライ・チェーン、輸送ニーズ又は従業員の安全に影響を与え（affect）、結果として企業のキャッシュ・フロー、当該企業のファイナンスへのアクセス又は資本コストに影響（effects）を与える可能性がある。	

トピック	ISSB資料 の場所	抜粋	気候関連のリスク及び 機会を識別するにあたっての 考慮事項
	「IFRS S2号 に関する結論 の根拠」 BC19項	慢性的なリスクは、企業にとってより長期的な財務的影響（consequences）も有する可能性がある。例えば、海面上昇は企業の施設又は事業に影響を与える（affect）場合がある。	
気候関連の 機会	「IFRS S2号 に関する結論 の根拠」 BC22項	企業は、例えば、消費者のニーズ又は選好の変化に対応して企業のブランドの評判を高める新製品及び新サービスの開発によって、気候関連の機会を利用する場合もある。	企業は、消費者のニーズ又は選好の変化が、企業が依存する資源及び関係に影響を与える（affect）場合があるかどうか、また影響を与える場合がある場合、どのように影響を与えるか、及びその影響（effects）が企業の見通しに影響を与える（affect）と合理的に見込み得る気候関連の機会を生じさせるかどうかを考慮する。機会の例には、変化する消費者の選好に対応し、企業のブランドの評判を向上させるための新製品の潜在的な開発が含まれる場合がある。これは、ブランド向上の結果として、新たな収益源又は他の収益源の改善により、将来のキャッシュ・フローに影響を与える（affect）可能性がある。
気候関連の 移行リスク	IFRS S2号の 付録A	低炭素経済に移行する取組み（efforts）から生じるリスク。移行リスクには、政策、法律、技術、市場及びレピュテーション・リスクが含まれる。これらのリスクは、新たな又は修正された気候関連の規制による事業コストの増加又は資産の減損など、企業にとって財務的影響（implications）をもたらす可能性がある。また、企業の財務業績は、消費者の需要の変化並びに新たな技術の開発及び導入により影響を受ける（affected）可能性がある。	企業は、次のことを考慮する。 ・ 低炭素経済への移行が、企業が依存する資源及び関係に影響を与える（affect）可能性があるかどうか、また影響を与える可能性がある場合、どのように影響を与えるか、及びこれらの影響（effects）が企業の見通しに影響を与える（affect）と合理的に見込み得る気候関連のリスク又は機会を生じさせるかどうか。例えば、消費者の選好の変化は、企業の製品に対する需要の減少により将来のキャッシュ・フローに影響を与える
	「IFRS S2号 に関する結論 の根拠」 BC20項	移行リスクは、地球温暖化を抑制し、低炭素経済に移行するための取組み（efforts）から生じる政策、法律、技術及び市場の変化に関連している。そうした変化には、温室効果ガス排出を最小化するための新たな規制又は低炭素の製品及びサービスに向けての市場の選好のシフトが	

トピック	ISSB資料 の場所	抜粋	気候関連のリスク及び 機会を識別するにあたっての 考慮事項
		含まれる可能性がある。例えば、低炭素経済への動きには、化石燃料エネルギー及び関連する物理的資産から離れる動きのほか、コストを低減し、よりクリーンでエネルギー効率の高い技術の活用を増加又は加速させる取組み（efforts）が含まれる可能性がある。移行リスクは、発生する変化の性質、速度及び焦点に応じて、企業に影響を与える（affect）程度が異なる場合がある。	（affect）可能性がある。 ・ 低炭素経済への移行が、企業が影響を与える（affects）資源及び関係に影響を与える（affect）可能性があるかどうか、また影響を与える可能性がある場合、どのように影響を与えるか、及びこれらの影響（effects）が企業の見通しに影響を与える（affect）と合理的に見込み得る気候関連のリスク又は機会を生じさせるかどうか。例えば、企業が事業を営む法域が、将来のキャッシュ・フローに影響を与える（affect）可能性がある炭素税を課す。
気候関連の シナリオ分 析	IFRS S2号 25項(a)(ii)	企業は、企業が気候関連のリスクを識別し、評価し、優先順位付けし、モニタリングするために用いるプロセス及び関連する方針に関する情報を開示しなければならない。これには、企業が気候関連のリスクの識別に情報をもたらすために、気候関連のシナリオ分析を用いているかどうか、また、用いている場合、どのように用いているかを含める。	サステナビリティ関連のリスク及び機会の識別に役立つために、企業は、気候関連のシナリオ分析を含むレジリエンス評価を用いることができる。例えば、シナリオ分析を実施することで、企業は依存している資源又は関係への影響（effects）を識別する場合がある。シナリオ分析は、そのリスクが将来のキャッシュ・フロー又はファイナンスへのアクセスにどのような変化をもたらす可能性があるかについての理解を提供する場合がある。
気候関連の リスク及び機 会	「IFRS S2号 に関する結論 の根拠」 BC22項	気候関連のリスク及び機会は、企業が事業を営んでいる地域、市場及び産業によって異なるものとなる。	企業は、事業を営む地域、市場又は産業における特定の気候関連のリスク及び機会を考慮する。
	「IFRS S2号 に関する結論 の根拠」 BC23項	気候関連のリスク及び機会はそれぞれに識別される（distinct）ものであるが、必ずしも相互排他的ではない。例えば、より低炭素な製品に向かって消費者の選好が変化することは、企業の製品への需要に対するリスクを生じさせる場合があると同時に、企業	企業は、リスクがどのように機会も提供する可能性があるかを含め、識別した気候関連のリスクと機会との間の関係を考慮する。

トピック	ISSB資料 の場所	抜粋	気候関連のリスク及び 機会を識別するにあたっての 考慮事項
		が代替的な低炭素製品ラインを開発したり、そのような製品ラインを有したりしている場合に、市場シェアを獲得する機会となる場合がある。	
	「IFRS S2号に関する結論の根拠」 BC24項	気候変動のインパクトは、広範囲にわたり、相互に関連し、企業に異なる影響（effects）を与える。そのため、企業に影響を与える（affect）可能性のある気候関連のリスク及び機会の全範囲を正確に定義することは不可能である。したがって、IFRS S2号は何が「気候関連」であるのかを明示的に定めていない。	IFRS S2号に「気候関連」という用語の定義が存在しないため、「 IFRS S2号に関する結論の根拠 」の一部として提供される例は、企業が気候関連のリスク及び機会の範囲を決定することを支援する場合がある。
	「IFRS S2号に関する結論の根拠」 BC25項	IFRS S2号の要求事項は、淡水へのアクセスの低減、生物多様性の喪失、森林破壊及び気候関連の社会的インパクトなどの一部の気候関連事項を明示的に参照していないが、これらの事項及び他のそのような事項に関する開示は、当該情報が投資者にとって重要性がある（material）と企業が判断する場合には要求される。例えば、飲料製造会社が、気候変動が水の利用可能性（特に水ストレスが高い地域において）に与える短期、中期又は長期の影響（effects）に自身がさらされていると判断する場合、当該企業は、水の利用可能性の低下が企業の戦略、事業、資本計画及び資産価値に与える影響（implications）に関する情報に重要性がある（material）と判断する場合がある。したがって、この情報はIFRS S2号によって要求されることとなる。	
産業固有の気候関連のリスク及び機会	「 IFRS S2号の適用に関する産業別ガイダンス 」 ¹⁵	この産業固有のガイダンス及び関連する巻は、主要な利用者にとって有用な情報をもたらす可能性が高いと判断される。	企業は、「 気候関連開示の適用に関する産業別ガイダンス 」の開示トピックを参照し、その適用可能性を考慮することが要求される。これらの開示トピックは、企業が気候関連のリスク及び機会を識別することを支援する場合がある。

15 「**IFRS S2号の適用に関する産業別ガイダンス**」は「SASBスタンダード」における産業別の要求事項に由来している。したがって、「SASBスタンダード」と同様の構成となっている。この教育的資料の35ページで「SASBスタンダード」の構成を説明しており、これは「**IFRS S2号の適用に関する産業別ガイダンス**」の構成を理解するために用いることができる。

企業の見通しに影響を与える（affect）と合理的に見込み得る気候関連のリスク及び機会を識別するにあたり、IFRS財団が公表した、気候関連のリスク及び機会の自然及び社会的側面に関する教育的資料を考慮する場合がある。例えば、[気候関連のリスク及び機会の自然及び社会的側面](#)という教育的資料は、気候及び自然の中核（nexus）にある気候関連のリスク及び機会（例えば、水や森林伐採に関連するもの）並びに社会経済的な諸側面と密接に関連するリスク及び機会（例えば、IFRS S2号を適用する企業に対する低炭素経済への移行）を識別するにあたり、企業が行う場合がある評価を説明する。

付録B

バリュー・チェーンを通じてのサステナビリティ関連のリスク及び機会の範囲の再評価

企業は、重大な（significant）事象が発生した場合、又は状況の重大な（significant）変化が発生した場合にのみ、バリュー・チェーンにおいて影響を受ける（affected）サステナビリティ関連のリスク及び機会の範囲を再評価することが**要求される**（IFRS S1号B11項参照）。表B.1にいくつかの例を示す。

表B.1 — バリュー・チェーンにおけるサステナビリティ関連のリスク及び機会の範囲を再評価する理由の例

事象又は変化の全般的な種類	リスク又は機会における変化の例
企業のバリュー・チェーンにおける重大な（significant）変化	企業のバリュー・チェーンにおけるサプライヤーが、サプライヤーの温室効果ガス排出を著しく（significantly）変える（alters）ような変更を行う。
企業のビジネス・モデル、活動又は企業構造の重大な（significant）変化	企業のバリュー・チェーンを変化させ、異なるサステナビリティ関連のリスク・エクスポージャーをもたらす企業結合又は買収
サステナビリティ関連のリスク及び機会への企業のエクスポージャーの重大な（significant）変化	企業のバリュー・チェーンにおけるサプライヤーが、企業が予想していなかった（not anticipated）新たな規制の導入の影響を受ける（affected）。

例 — バリュー・チェーンを通じてのサステナビリティ関連のリスク及び機会の範囲の再評価

法域の当局は、企業が予想していなかった（not anticipated）出張に関連するGHG排出量（「スコープ3 カテゴリー6」）に対する規制を導入する。企業は、IFRS S2号により、「スコープ3」GHG排出量の測定にどのカテゴリーを含めるかを再評価することを要求される場合がある。しかしながら、当該規制が、企業のその他のサステナビリティ関連のリスク及び機会（例えば、企業が識別したサプライ・チェーンにおける水不足のリスク）に影響（effect）を有さない場合、企業はその他のサステナビリティ関連のリスク及び機会の範囲を再評価することは要求されないことになる。

企業は、そのような重大な（significant）事象又は状況の重大な（significant）変化について考慮し、それらがサステナビリティ関連のリスク及び機会に影響を与える（affect）かどうかを考慮する。重大な（significant）な事象又は状況の重大な（significant）変化は、次のとおりである。

- 企業がその事象又は状況の変化に関与していなくても発生する可能性がある。
- 主要な利用者にとって重要である（important）と企業が評価する内容の変化の結果（result）として発生する可能性がある。
- 必ずしも企業のバリュー・チェーンから生じるわけではなく、したがって、企業のサステナビリティ関連のリスク又は機会の範囲は、たとえ企業のバリュー・チェーンが変化していなくても変化する場合がある（「IFRS S1号に関する結論の根拠」BC61項参照）。

付録C

ISSB基準と法令との相互作用

サステナビリティ関連財務開示を提供するにあたり、ISSB基準への準拠を表明するためには、企業は、重要性がある（material）情報に関連する要求事項を含め、ISSB基準のすべての要求事項を適用しなければならない。しかしながら、地域の法令が、サステナビリティ関連財務開示において企業が提供する情報に影響を与える（affect）要求事項を特定している場合がある（「IFRS S1号に関する結論の根拠」BC73項）。表C.1は、サステナビリティ関連財務開示において提供される情報に対する法令の影響（effect）に関連する要求事項を示す（IFRS S1号B31項からB33項参照）。

表C.1 — サステナビリティ関連財務開示における法令の影響（effect）

もし法令が…	…企業は
一般目的財務報告書において具体的なサステナビリティ関連の情報を開示することを 要求する 。	たとえその情報に重要性がなくても（not material）、法令の要求事項を満たすために、サステナビリティ関連財務開示にその他の情報を含めることが 容認される 。ただし、そのような情報が、重要性がある（material）情報を不明瞭にしないことが要求される。
企業が重要性がある（material）情報を開示しないことを 容認する 。	そのような重要性がある（material）サステナビリティ関連財務情報を開示することが 要求される 。
企業が情報を開示することを 禁止する 。	その情報を開示する 必要はない が、開示しない情報の種類を識別し、制約の源泉を説明することが 要求される 。

企業は、重要性がある（material）情報を他の情報（ISSB基準の外にある、法令又はその他の要求事項を満たすために提供される情報を含む。）によって不明瞭にしてはならない。

重要性がある（material）情報を不明瞭にすることを避けるため、IFRS S1号は、企業がISSB基準によって要求される重要性がある（material）情報を、法令又はその他の要求事項を満たすために提供される重要性がない（immaterial）情報と明確に識別できるようにすることを要求する。この区別が達成される場合がある方法には、次のものが含まれる。

- 主要な利用者がISSB基準に従って開示されている情報を抽出できることを確保するためにデジタルなタグ付けを使用する。
- ISSB基準に従って開示されている情報を重要性がない（immaterial）情報とともに単一の報告書に表示したうえで、ISSB基準に従って開示されている情報を区別するための書式を使用する（例えば、ボックス又は影付けを使用して、ISSB基準に従って開示されている情報を強調するか又は区別を明確にする。）。
- ISSB基準に従って開示されている情報を別個に表示し、当該情報について重要性がない（immaterial）情報と明確に区別できるようにする（例えば、報告書を複数の部分に分割する。）。
- 2セットの情報を提供する。すなわち、区別を設けずに情報の全体パッケージ（ISSB基準に従って開示されている情報と重要性がない（immaterial）情報の両方）を含んだものと、ISSB基準に従って開示されている情報のみを提供する付属の報告書を提供する（「IFRS S1号に関する結論の根拠」BC74項参照）。



IFRS[®]
Foundation

Columbus Building
7 Westferry Circus
Canary Wharf
London E14 4HD, UK

Tel **+44 (0) 20 7246 6410**

Email **sustainability_licensing@ifrs.org**

ifrs.org